

# 福島市立図書館概要

平成 30 年度

福島市立図書館



## 福島市民憲章

わたくしたちは、みどりにつつまれた信夫山と清い流れの阿武隈川をもつ 福島市民です。

福島市は、地味豊かなしのぶの里に古くから開けた人情の美しいまちです。

わたくしたちは、平和で、さらに住みよく希望にみちたまちをつくるため、この市民憲章をさだめます。

1. 空も水もきれいなみどりのまちをつくりましょう。
1. 教育と文化を尊び希望に輝くまちをつくりましょう。
1. 親切で愛情あふれるまちをつくりましょう。
1. きまりを守り、力をあわせて楽しく働けるまちをつくりましょう。
1. 子どもからおとしよりまで安全で健康なまちをつくりましょう。

# 目 次

1. 福島市の概要 .....	1
2. 福島市立図書館の運営方針 .....	2
3. 沿革 .....	5
4. 福島市立図書館一覧 .....	7
5. 福島市立図書館位置図 .....	8
6. 組織・職員配置 .....	9
7. 福島市立図書館協議会委員名簿 .....	9
8. 福島市立図書館電算化システム .....	10
9. 利用案内	
(1) 休館日と開館時間 .....	11
(2) 資料の貸出 .....	11
(3) 資料の返却 .....	11
(4) 予約リクエスト .....	12
(5) インターネットサービス .....	12
(6) レファレンスサービス .....	12
(7) 学校図書館支援事業 .....	12
(8) コピーサービス .....	12
(9) 障がい者サービス .....	12
(10) 行事 .....	12
(11) 特別展示 .....	12
(12) 平成30年度しのぶ号巡回日程 .....	13
10. 平成30年度予算(当初)	
(1) 図書館費 .....	14
(2) 図書館費の指標 .....	14
11. 平成29年度蔵書数及び利用状況、実施事業	
(1) 蔵書数及び利用状況 .....	15
(2) 各貸出館の蔵書数 .....	15
(3) 月別・施設別レファレンス集計表 .....	15
(4) 定例事業 .....	16
(5) 特別事業 .....	17
(6) 特別展示 .....	21
(7) 福島市立図書館 刊行物一覧 .....	30

12. 図書館サービス指数	31
13. 貸出文庫名簿	32
14. 寄贈図書文庫	32
15. 条例・規則編	
(1) 福島市立図書館条例	33
(2) 福島市立図書館条例施行規則	35
(3) 福島市立図書館協議会運営要綱	37
(4) 福島市立図書館団体貸出要綱	38
(5) 福島市立図書館資料収集方針	39
(6) 福島市立図書館資料選定委員会設置要綱	41
(7) 福島市立図書館図書寄贈受付要綱	42
(8) 福島市立図書館資料廃棄基準	44
(9) 図書貸出券の様式に関する要綱	45
(10) 福島市子ども読書活動推進会議設置要綱	46
(11) 福島市子ども読書活動推進計画庁内策定委員会設置要綱	47
(12) 福島市立図書館学校支援図書セット貸出要綱	49
(13) 福島市学校司書設置要綱	50
(14) 福島市立図書館 雑誌スポンサー制度実施要綱	52

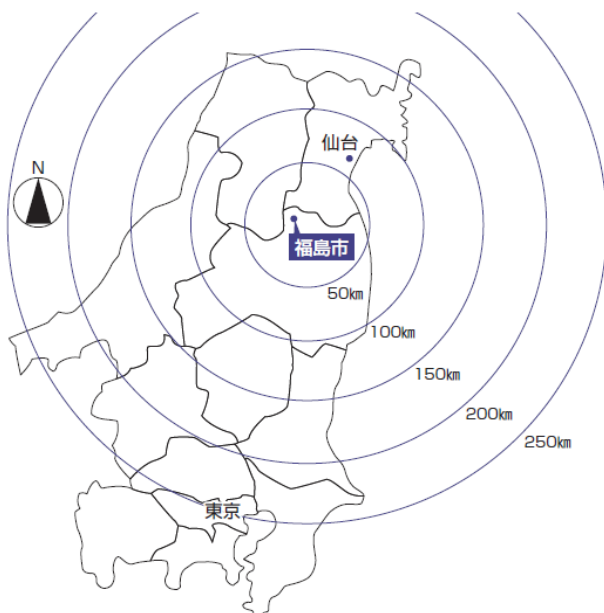
## 1. 福島市の概要

福島市は、西に雄大な吾妻連峰、東はなだらかな阿武隈高地に抱かれた盆地の都市で、まちの中心部に緑豊かな信夫山があり、また白鳥の飛来する阿武隈川が流れる、自然豊かな美しい福島県の県都です。

本市は、県内の政治・経済・文化の中心都市として着実に発展を続けてきており、高速道路網の整備により、首都圏と東北圏、太平洋圏と日本海圏を結ぶ交通の結節点として重要な位置を占めています。

市民との良好な対話と協働の推進を基本に、東日本大震災及び原子力災害からの復興を加速するとともに、今年4月1日には中核市に移行し、「ひと・暮らしいきいきふくしま」「産業・まちに活力ふくしま」「風格ある県都ふくしま」の実現に向け、市民との対話と協働を基本に「開かれた市政」と「スピードと実行」をモットーに取り組んでまいります。

### ■市の位置と面積



#### ○市庁舎の位置

北緯 37° 45′ 39″

東経 140° 28′ 26″

海拔 65.68m

○面積 767.72km<sup>2</sup>

○範囲 東西 30.2km

南北 39.1km

○世帯数 123,509 世帯

○人口 288,598 人

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

## 2. 福島市立図書館の運営方針

### I 基本方針

市民の教育と文化の振興を図るため、図書館サービスの充実を図り、「市民の図書館」として、利用され親しまれる図書館づくりに努めます。

#### (1) 資料の収集保存と情報の提供

すべての市民に対して求める情報を提供できるように、多様な幅広い資料の蓄積が必要となります。多角的な視野により、計画的かつ効率的に図書館資料の収集保存を行います。

図書館は、身近な、だれでも、無料で利用することができる地域の情報センターとして、必要とする情報を容易に入手できる、知る自由を保障する施設です。資料収集とともに図書館のネットワークや ICT の活用により、必要とする情報を的確に提供します。また、図書館サービス網の充実を図り、障がい者をはじめとする来館利用が困難な人たちに対しても、それぞれの状況に応じた方法で情報の提供ができる読書環境の整備を図ります。

#### (2) 読書活動推進

読書離れが進む中、いかにして読書意欲を喚起していくか各種施策の実施が必要です。

図書館への利用のきっかけと拡大を図るため、理解と関心を高める各種事業の企画を進め、また、図書館サービスをホームページ・広報誌などを活用し、すべての市民に行き届く情報発信を行います。

特に、将来を担う子どもや若者が、知識や学習のみならず、ふるさとの理解と愛情を深め、夢をもち、未来に対して希望をつなぐ施設として、子どもの読書活動推進に重点をおきます。乳幼児期からの本を通じた親子のふれあいや読書習慣を身に付けるきっかけづくりを支援し、その楽しさを知り、自ら進んで積極的に読書を行うことができるような読書習慣形成のための支援を行います。

#### (3) 人材の育成

利用し易く親しまれる図書館づくりに不可欠な図書館サービスの充実には、専門知識を有する人材の確保と丁寧な接遇による市民と資料を結びつける図書館職員としての基本的な資質能力の育成が重要となります。

また、図書館などの生涯学習施設や学校等で活動する人材と協働により事業を推進することは、福島市全体の読書推進に欠かせないものとなっています。交流の場の創設と活動の場の提供とともに、人材の発掘とスキルアップによる充実した活動のできる人材の育成のため、読書団体やボランティア活動に携わる市民を支援します。

## Ⅱ 基本方針を推進するために

### (1) 資料の収集保存と情報の提供

#### ① 多種多様な資料の収集・保存

資料の収集保存を進める上で、県立図書館との連携を深め、必要な資料の取捨選択を福島市全体の蔵書構成の中で検討する必要があります。市立図書館としての基本となる選書方針及び収集計画・除籍基準により幅広い分野の適切な資料保存に努めます。

特に、東日本大震災(原子力災害)に関わる多方面に渡る資料と福島市の郷土・行政資料の収集については、これから未来に引き継がなければならない現在の図書館に与えられた重要な責務と捉え、市民の財産として保存します。

また、配架する雑誌の購入代金を負担していただき、広告を媒体として、事業者等の情報発信、地域貢献による企業イメージの向上機会を提供することができる雑誌スポンサー制度も実施しております。

#### ② 資料の提供

資料の提供は、地域間格差があってはならないもので、だれでも、どこに住んでいても利用できるように、図書館ホームページからの蔵書検索・予約機能を充実させ、利用の利便性を図ります。本館を核に分館・地区の学習センター図書室の連携による一体的なサービスや図書館間の相互貸借を活用することにより、信頼される図書館として確実に利用者の必要とする情報を提供できるように努めます。また、視聴覚資料や対面朗読、大活字本を充実させ、障がい者・高齢者への情報提供に配慮し、図書館としての基本サービスが確実に果たせる図書館を実現します。

### (2) 読書活動推進

#### ① 図書館の利用につながる講座等の充実

ア 講座、講演会、映画会、おはなし会等の企画、実施

イ 幅広い世代へ向けた図書館利用及び読書案内の作成

ウ 調査・研究等への支援業務（レファレンスサービス）の充実

エ 貸出文庫・読書団体への資料提供

#### ② 子ども読書活動の推進

幼少期から発達段階に応じた読書習慣の形成のため、本をとおしての親子のコミュニケーションづくりを図るブックスタートからはじまり、年代に応じたおはなし会・ブックリストの提供や各種事業を行います。

また、学校での調べ学習・学級文庫用の図書貸出や学校司書の活動を支援し、学校図書館との連携を深め、本とのつながりを持ち続けることができるように一元的な推進の実現を目指します。



### ③ 広報活動

図書館は、日々の生活の中で役立つ施設です。多様な機能を紹介し、さらに利用を拡大させるための積極的な図書館サービスのPR活動に取り組みます。

- ア 図書館や学習センター図書室の広報誌の発行
- イ ホームページの充実やSNS等インターネット媒体を利用したPRの強化
- ウ 民間の広報媒体を利用したPRの実施
- エ 図書館見学・研修等の積極的な受入体制づくり
- オ 図書館の展示等によるPRの強化

### (3) 人材の育成

#### ① 図書館等職員

図書館サービスの充実や、資料と利用者をつなぐためには、そこで働く職員が重要です。図書館と資料に関する専門的知識と技術のみならず、あらゆる利用者にとって適切なサービスを提供できる資質と能力を高めなければなりません。

その資質向上のために継続的な研修への参加・実施を行います。

特に、地域情報に精通した専門職員(司書)や学校図書館職員の育成配置は、福島市立図書館として未来へつなぐ地域資料の収集を進めていくうえで、欠かせないものとなります。

- ア 適材適所の人材配置
- イ 司書の能力技術を高めるための研修会や講座等への参加
- ウ 専門分野に精通した知識や技術を持つ職員の養成

#### ② ボランティア団体の支援

利用者のニーズに即したサービスを提供するには、利用者である市民との協働による活動は、欠かせません。子どもたちと本をつなぐ、読み聞かせグループや地域に根差した文庫活動を展開している団体は、子どもたちにとって身近な読書を支える貴重な役割を担っています。ボランティアの方々が活躍しやすい環境づくりの一つとして、図書館資料の提供による支援を充実させるとともに研修会の実施や情報提供により、ボランティアの方々の育成とグループの自主的な活動を支援します。

- ア ボランティア養成講座の実施
- イ ボランティア活動への支援
- ウ ボランティア等との交流の場の創設
- エ 団体貸出の促進

### 3. 沿革

明治 41 年 9 月 15 日	福島市立図書館(腰浜町)開設 (明治40年県庁舎を改築した際、福島市が三万円を県に寄付した代償として、新築した県庁の一部の建物を無償交付された) 建築費 2,517円 図書館費 268円 発足時蔵書 6,525冊 職員 1名 本館 353.1㎡(107坪) 書庫 79.2㎡(24坪)
昭和 2 年 11 月 3 日	福島ビルディング(本町17番地の1)に移転
昭和 4 年 3 月 30 日	全蔵書・備品一切を県に寄付、市立図書館廃館
昭和 4 年 10 月 14 日	県立図書館開館(杉妻町20番地)
昭和 33 年 10 月	県立図書館新築(松木町1番地)用地県に無償貸与
昭和 52 年 4 月 1 日	移動図書館設置(福島市中央公民館内)
昭和 54 年 3 月 30 日	移動図書館を上町分庁舎に移転
昭和 59 年 5 月 1 日	旧県立図書館を無償で譲受(59.3県立図書館(森合)新館建設にあたり用地取得・周辺整備等に協力)
昭和 60 年 4 月 1 日	福島市立図書館を再開設(4月19日オープン)
昭和 61 年 9 月 3 日	移動図書館「しのぶ号」更新
平成 2 年	公民館図書室開設 7月(渡利・蓬萊・吾妻) 10月(信夫) 12月(西)
平成 4 年 6 月	公民館図書室開設(もちずり・北・(現:信陵))
平成 4 年 8 月	移動図書館「しのぶ号」更新
平成 5 年	公民館図書室開設 4月(北信)、6月(松川)
平成 5 年 10 月	蓬萊学習センター図書室開設(8月、旧公民館図書室を閉館)
平成 6 年	公民館図書室開設 6月(三河台)、7月(信陵)、9月(杉妻)
平成 6 年 7 月	信陵公民館図書室開室(旧北公民館移転)
平成 7 年 7 月	吉井田公民館図書室開室(公民館図書室整備終了)
平成 8 年 10 月	福島市立図書館オンライン本稼動
平成 9 年 4 月	清水学習センター図書室開設
平成 9 年 4 月	公衆型キャプテン端末・パソコン通信への図書館情報サービス提供開始
平成 11 年 2 月	インターネット福島市ホームページへの図書館情報サービス提供開始
平成 11 年 4 月	吾妻学習センター図書室開設
平成 11 年 5 月	マルチメディアモデル市役所の実験の一環として、モニターを対象にインターネットによる図書予約貸出サービスの実証実験開始
平成 11 年 8 月	本館床改修(1階・階段フロア)
平成 12 年 8 月	本館床改修(2階・3階フロア、2階事務室)
平成 13 年 7 月	夏休み期間中の定休日開館(図書整理日を除く)
平成 14 年 4 月	公民館図書室土曜日開放事業開始
平成 15 年 7 月	福島市立図書館分館 西ロライブラリーを「コラッセふくしま」内に開館
平成 17 年 2 月	飯坂学習センター図書室開設
平成 17 年 4 月	学習センター条例の施行に伴い、公民館図書室を学習センター図書室に名称を変更
平成 17 年 7 月	福島市立図書館分館 子どもライブラリーを「こむこむ」内に開館
平成 18 年 2 月	もちずり学習センター図書室開設(改修)
平成 18 年 5 月	「ふくしまケイタイウェブ」で蔵書検索サービス提供開始
平成 19 年 6 月	福島市子ども読書活動推進計画(第一次)策定
平成 20 年 3 月	北信学習センター図書室開設(改修)
平成 20 年 7 月	飯野町との合併に伴い飯野学習センター図書室開室(改修)
平成 22 年 10 月	本館外壁改修(北面・東面)
平成 23 年 7 月	本館外壁改修(南面)

平成 23 年	7 月	8 日	福島市立図書館システム稼動
平成 24 年	6 月		福島市子ども読書活動推進計画(第二次)策定
平成 24 年	7 月	19 日	インターネット予約サービス運用開始
平成 26 年	3 月	31 日	図書館条例を改正し、地方自治法及び図書館法に基づく図書館とする
平成 27 年	2 月	27 日	松川学習センター図書室移転開設
平成 27 年	4 月	1 日	図書館条例を改正し、開館時間の延長及び祝日開館を実施
平成 27 年	8 月	11 日	「ブックスタート」開始
平成 28 年	4 月	1 日	移動図書館「しのぶ号」更新
平成 28 年	6 月		福島市子ども読書活動推進計画(第三次)策定
平成 29 年	4 月	1 日	学校図書館支援事業開始
平成 29 年	10 月	1 日	雑誌スポンサー制度導入
平成 30 年	2 月	1 日	福島市立図書館システム更新

#### 4. 福島市立図書館一覧

名 称	住 所	電 話 番 号	建 築 面 積
○ 本 館	松木町1-1	531-6551	757㎡
● 西 口 ラ イ ブ ラ リ ー	三河南町1-20 コラッセふくしま3F	525-4023	360㎡
● 子 ど も ラ イ ブ ラ リ ー	早稲町1-1 こむこむ館1F	526-4200	448㎡
◎ 蓬 萊 学 習 セ ン タ ー 図 書 室	蓬萊町四丁目1-2	549-1821	487㎡
◎ 清 水 学 習 セ ン タ ー 図 書 室	御山字松川原5-1	557-7400	489㎡
◎ 吾 妻 学 習 セ ン タ ー 図 書 室	笹木野字折杉41-1	526-3353	493㎡
◎ 飯 坂 学 習 セ ン タ ー 図 書 室	飯坂町字銀杏6-11	542-2122	260㎡
◎ も ち ず り 学 習 セ ン タ ー 図 書 室	岡部字高畑46	534-2470	212㎡
◎ 北 信 学 習 セ ン タ ー 図 書 室	鎌田字中江1	554-1115	283㎡
◎ 松 川 学 習 セ ン タ ー 図 書 室	松川町字杉内33	567-2390	270㎡
○ 三 河 台 学 習 セ ン タ ー 図 書 室	野田町七丁目1-42	533-8330	
○ 渡 利 学 習 セ ン タ ー 図 書 室	渡利字岩崎町190	523-1551	
○ 杉 妻 学 習 セ ン タ ー 図 書 室	黒岩字田部屋53-2	545-5717	
○ 吉 井 田 学 習 セ ン タ ー 図 書 室	仁井田字西下川原1-1	546-3445	
○ 西 学 習 セ ン タ ー 図 書 室	上名倉字妻下4-2	593-1013	
○ 信 陵 学 習 セ ン タ ー 図 書 室	笹谷字オノ神1	558-1234	
○ 信 夫 学 習 セ ン タ ー 図 書 室	大森字馬場1	546-5207	
○ 吾 妻 学 習 セ ン タ ー 分 館 図 書 室	上野寺字下平場35-1	591-4560	
○ 飯 野 学 習 セ ン タ ー 図 書 室	飯野町字境川19-2	562-3335	

○:本館、●:分館、◎:蔵書2万冊以上の大型図書室、○:その他の施設(「旧公民館図書室」と表記します。)

#### ○移動図書館

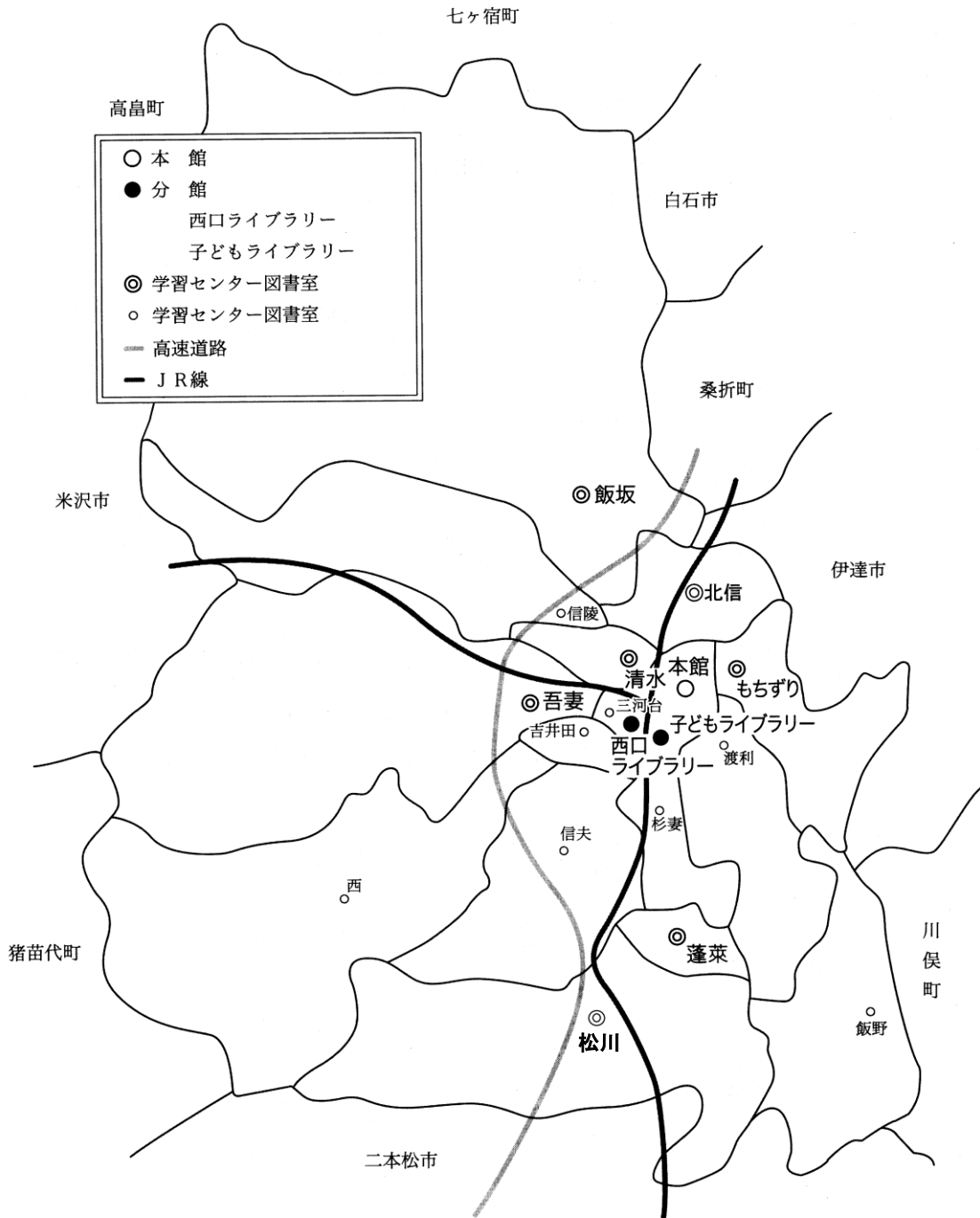
仕 様

いすゞエルフ  
 製作会社 榊林田製作所  
 全 長 8.95m  
 車 幅 2.20m  
 車 高 2.83m  
 乗車定員 3人  
 排気量 2,990cc  
 積載図書冊数 約4,000冊



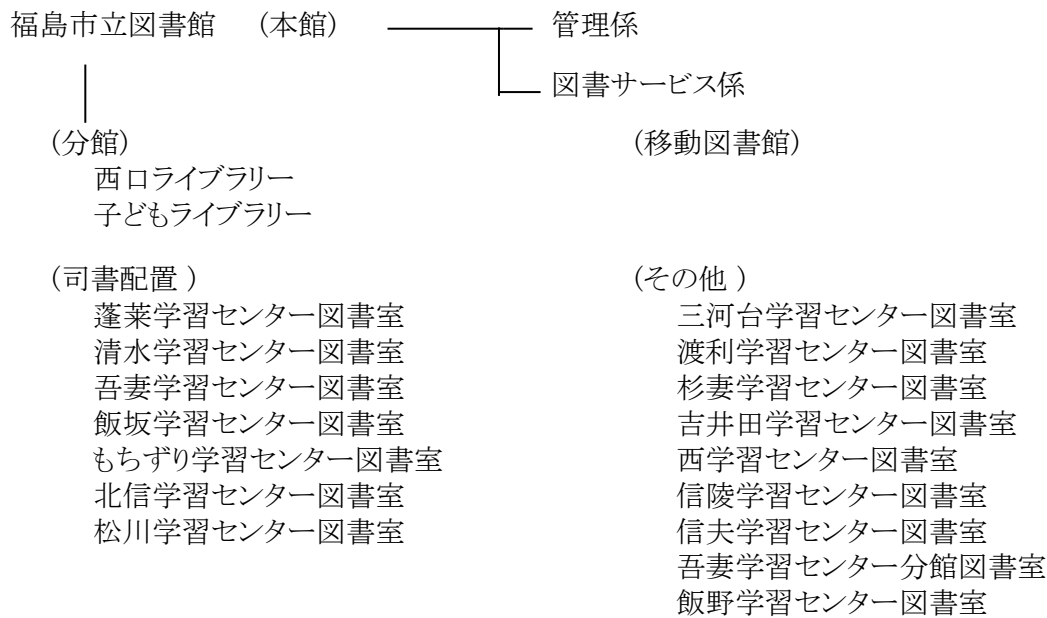
(移動図書館「しのぶ号」・平成28年4月更新)

## 5. 福島市立図書館位置図



## 6. 組織・職員配置

(平成30年4月1日現在)



### 職員配置

係名	正職員			嘱託職員		臨時職員 (司書)	合計
	事務職	司書職	正職計	司書職	技能職		
館長	1		1				1
管理係	3		3				3
図書サービス係	2	11	13	29	2	12	56
計	6	11	17	29	2	12	60

(再掲)

本館	6	9	15	9	2	3	29
西口ライブラリー		1	1	3		1	5
子どもライブラリー		1	1	3		1	5
学習センター図書室(7館)			0	14		7	21

## 7. 福島市立図書館協議会委員名簿

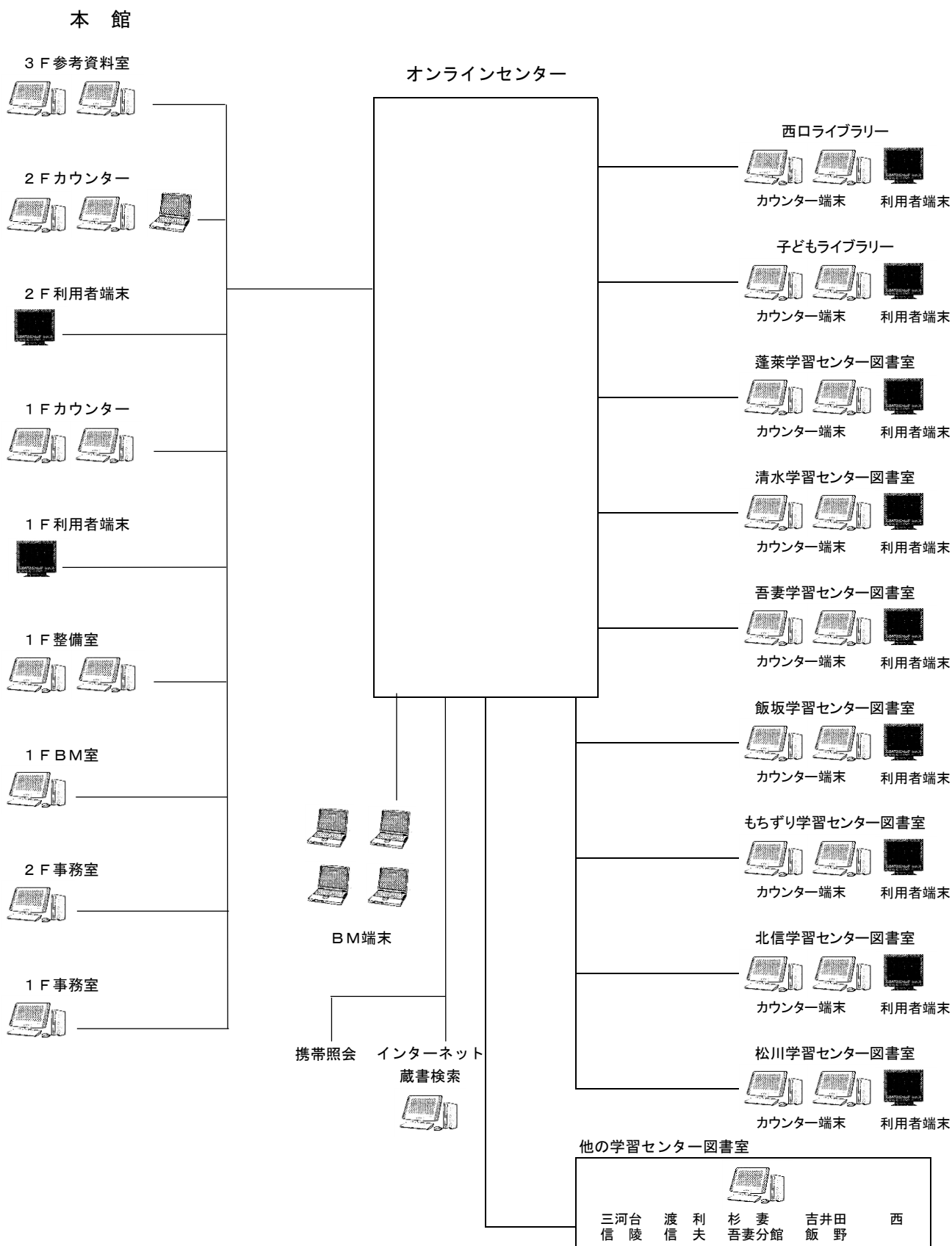
任期 自 平成 30 年 4 月 1 日  
至 平成 31 年 3 月 31 日

氏名	区分	役職
林 文子	小 学 校 長 会	福島市立余目小学校長
西 牧 伸 弘	中 学 校 長 会	福島市立岳陽中学校長
古 関 淳 子	学 校 図 書 館 研 究 会	福島地区学校図書館研究会副会長
齋 藤 幹 夫	社 会 教 育 委 員 の 会 議	社会教育委員の会議副議長
霞 朝 子	学 習 セ ン タ ー 運 営 審 議 会	中央地区町会婦人部連絡協議会長
齋 藤 裕 子	小 中 学 校 P T A 連 合 会	福島市小中学校PTA連合会監事
山 森 文	福 島 市 私 立 幼 稚 園 協 会	福島市私立幼稚園協会理事
◎ 原 馨	専 門 知 識 を 有 す る も の	福島県立図書館資料情報サービス部長
高 森 久 仁 子	福 島 市 子 ど も と 本 を む す ぶ 連 絡 会	福島市子どもと本をむすぶ連絡会会長
○ 庄 司 朝 子	図 書 ボ ラ ン テ ィ ア の 会	図書ボランティアの会副代表

◎=委員長 ○=副委員長

# 8. 福島市立図書館電算化システム

## ・オンライン構成図



## 9. 利用案内

### (1) 休館日と開館時間

施設名	休館日	開館時間	
		月・水～土曜日	日曜日・休日
図書館（本館）	<ul style="list-style-type: none"> <li>火曜日（火曜日が休日に当たるときは開館し直後の平日に休館）</li> <li>年末年始（12月29日～1月3日）</li> </ul>	午前9時30分 ～午後7時	午前9時30分 ～午後5時30分
西ロライブラリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月月末（図書整理日、その日が日曜日、土曜日、休日にあたる場合はその前日）</li> <li>特別整理期間（教育委員会が別に定める日）</li> </ul>	午前9時30分 ～午後7時	午前9時30分 ～午後6時
子どもライブラリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>火曜日（火曜日が休日に当たるときは開館し直後の平日に休館）</li> <li>特別整理期間（教育委員会が別に定める日）</li> </ul>	午前9時30分～午後7時	
蓬萊学習センター図書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>火曜日</li> </ul>	午前9時 ～午後6時	午前9時 ～午後5時
清水学習センター図書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の祝日（火曜日が休日の場合、その翌日）</li> </ul>		
吾妻学習センター図書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>年末年始（12月29日～1月3日）</li> </ul>		
飯坂学習センター図書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月月末（図書整理日、その日が日曜日、土曜日、休日にあたる場合はその前日）</li> </ul>		
もちずり学習センター図書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別整理期間（教育委員会が別に定める日）</li> </ul>		
北信学習センター図書室			
松川学習センター図書室			
他の学習センター図書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>火曜日</li> <li>国民の祝日（火曜日が休日の場合、その翌日）</li> </ul>	午前9時～午後5時45分	
吾妻学習センター分館図書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>年末年始（12月29日～1月3日）</li> </ul>		

### (2) 資料の貸出

#### ①個人貸出

- 貸出冊数 本と音響資料 10点（音響資料は5点）（移動図書館の本は5点）
- 貸出期間 2週間（移動図書館次の巡回日）
- 対象者 福島市・伊達市・伊達郡に居住又は、通勤通学
- 図書貸出券発行手続き 「図書貸出券交付申込書」の記入、本人確認
- 図書貸出券有効期間 4年

#### ②団体貸出

- 文庫（会員40名以上） 移動図書館用図書 500冊 ・ 6か月
- 団体（会員10名以上） 本館・7大学習センター図書室図書 200冊 ・ 4週間
- 読書会（会員5名以上） 1タイトル5冊 ・ 4週間
- その他 大型絵本・大型紙芝居・16ミリフィルム  
（16ミリフィルムは、映写機・スクリーンも貸出）

### (3) 資料の返却

- 個人貸出の資料は、本館・分館・学習センター図書室、どの施設へも返却可能  
（休館日、閉館時間後は、ブックポストを利用）
- 団体貸出は、貸し出しを受けた館に返却



#### (4) 予約・リクエスト

##### ①予約受付の方法

- 「予約・リクエストカード」記入による窓口受付
- 電話による受付
- 館内利用者端末による受付
- インターネットによる受付（仮パスワード取得後設定が必要）

##### ②予約冊数

- 窓口受付の1日上限は、10冊
- インターネット・携帯電話・館内利用者端末から予約できる冊数は、すでに予約した資料も含めて20冊

##### ③予約取置期間 7日間

##### ④リクエスト 各窓口受付で1日上限は、10冊

#### (5) インターネットサービス

- ①蔵書検索・予約
- ②借りている資料の確認・貸出延長（1回のみ14日間）
- ③予約資料の状況確認

#### (6) レファレンスサービス

生活のなかでの疑問・課題、調査研究、読書資料など問題解決を支援します。

#### (7) 学校図書館支援事業

児童生徒の読書活動や学習への支援、学校図書館を活用した教育課程の展開に寄与する市内の小・中学校に学校司書を配置し、更なる学校図書館機能の充実を支援します。

#### (8) コピーサービス

著作権法の範囲内で、コピーサービスを提供します。

料金 モノクロ 10円/枚 ・ カラー 50円/枚

#### (9) 障がい者サービス

- ①大活字本・手でさわる絵本・朗読テープ、CDの貸出
- ②対面朗読サービス（要予約）

#### (10) 行事

- ①定例行事として、乳幼児(親子)～小学生を対象としたおはなし会や映画会、大人の方を対象に朗読会も実施しています。
- ②夏休み・冬休みなど季節に応じたおはなし会や親子の講座、ボランティア育成講座などを実施しています。

#### (11) 特別展示

話題に応じた図書等を期間限定で展示しています。

(12)平成30年度しのぶ号巡回日程

<b>①</b> 金谷川小学校 10:00 ~ 10:40 水原小学校 11:00 ~ 11:40 下川崎小学校 1:00 ~ 1:50 松川町原東集会所前 2:00 ~ 2:15 松川小学校 2:30 ~ 3:10		<b>④</b> 青木小学校 10:10 ~ 10:40 大久保小学校 12:50 ~ 1:40 北幹線第一・第二応急仮設住宅 2:30 ~ 3:00		<b>⑦</b> 立子山小学校 10:10 ~ 10:40 平野小学校 1:00 ~ 1:40 余目小学校 2:00 ~ 2:30 宮代第一・第二応急仮設住宅 2:50 ~ 3:20		<b>⑩</b> 森合小学校 10:00 ~ 10:30 清水小学校 1:00 ~ 1:40 松北町会館 1:50 ~ 2:20 北沢又集会所 2:30 ~ 2:45 南沢又集会所 3:05 ~ 3:35	
30年 4月 11日	10月 17日	30年 4月 18日	10月 24日	30年 4月 25日	10月 29日	30年 5月 9日	11月 7日
5月 14日	11月 14日	5月 23日	11月 21日	5月 30日	11月 28日	6月 6日	12月 5日
6月 13日	12月 12日	6月 20日	12月 19日	6月 27日	31年 1月 9日	7月 4日	31年 1月 10日
7月 11日	31年 1月 23日	8月 29日	31年 1月 30日	9月 5日	2月 6日	9月 12日	2月 13日
9月 19日	2月 20日	9月 26日	2月 27日	10月 3日	3月 6日	10月 10日	3月 13日
<b>②</b> 東湯野小学校 10:00 ~ 10:30 中野小学校 1:10 ~ 1:50 大笹生小学校 2:10 ~ 3:10		<b>⑤</b> 庭塚小学校 10:00 ~ 10:30 湯野小学校 1:00 ~ 1:30 茂庭出張所 1:50 ~ 2:20 飯坂小学校 2:50 ~ 3:30		<b>⑧</b> 矢野目小学校 10:00 ~ 10:40 瀬上小学校 1:00 ~ 1:40 瀬上東町会館 2:00 ~ 2:30 南矢野目応急仮設住宅 2:50 ~ 3:20		<b>⑪</b> 平石小学校 10:00 ~ 10:30 永井川集会所 10:45 ~ 11:15 南向台小学校 1:00 ~ 1:30 方木田集会所 2:00 ~ 2:30	
30年 4月 12日	10月 18日	30年 4月 19日	10月 25日	30年 4月 26日	11月 1日	30年 5月 10日	11月 8日
5月 17日	11月 15日	5月 24日	11月 22日	5月 28日	11月 29日	6月 7日	12月 6日
6月 14日	12月 13日	6月 21日	12月 20日	6月 28日	31年 1月 10日	7月 5日	31年 1月 17日
7月 12日	31年 1月 24日	8月 30日	31年 1月 28日	9月 6日	2月 7日	9月 13日	2月 14日
9月 20日	2月 21日	9月 27日	2月 25日	10月 4日	3月 7日	10月 11日	3月 14日
<b>③</b> 飯野小学校 10:00 ~ 10:30 水保小学校 12:50 ~ 1:45 庭坂小学校 2:40 ~ 3:20		<b>⑥</b> 佐倉小学校 10:00 ~ 10:30 土湯小学校 1:00 ~ 1:40 佐原小学校 2:00 ~ 2:40		<b>⑨</b> 荒井小学校 10:00 ~ 10:40 平田小学校 1:00 ~ 1:50 しのぶ台応急仮設住宅 2:10 ~ 2:40 鳥川小学校 2:50 ~ 3:20		<b>⑫</b> 岡山小学校 10:00 ~ 10:30 大波小スクールバス駐車場 10:45 ~ 11:00 旧上染屋分校 11:15 ~ 11:35 月輪小学校 1:00 ~ 1:40 鎌田小学校 2:00 ~ 3:00	
30年 4月 13日	10月 19日	30年 4月 21日	10月 27日	30年 4月 23日	11月 2日	30年 5月 11日	11月 9日
5月 18日	11月 16日	5月 26日	11月 24日	6月 1日	11月 26日	6月 8日	12月 7日
6月 15日	12月 14日	6月 23日	12月 18日	6月 25日	31年 1月 11日	7月 6日	31年 1月 18日
7月 13日	31年 1月 25日	9月 1日	31年 2月 2日	9月 7日	2月 8日	9月 14日	2月 15日
9月 21日	2月 22日	9月 25日	3月 2日	10月 5日	3月 8日	10月 12日	3月 15日

※巡回施設ごとの番号は、P5移動図書館サービスステーションの位置(場所)を示しています。

## 10. 平成30年度予算(当初)

### (1) 図書館費

(単位:千円)

節(細節)	30年度	29年度	増△減	説 明
(1) 報 酬	192	192	0	図書館協議会委員報酬
(2) 給 料	67,369	66,282	1,087	職員17人
(3) 職 員 手 当	34,652	33,012	1,640	
(4) 共 済 費	37,140	36,310	830	職員・嘱託・臨時職員・学校司書共済費
(7) 賃 金	127,936	124,679	3,257	嘱託31人、臨時職員賃金
(8) 報 償 費	300	307	△ 7	講習会・ビブリアートル等講師報償金
(9) 旅 費	537	498	39	各種研修会、会議、視察、学校司書館内旅費等
(11) 需 用 費	22,188	21,640	548	
消耗品費	12,526	12,499	27	新聞・雑誌等(9,332)、図書装備用品(567)、レシートプリンタ用紙、手でさわる絵本材料費、事務用品、図書室消耗品等、ブックスタート用プレゼント絵本等
燃 料 費	2,997	2,490	507	配本車・移動図書館車用軽油、暖房用重油・灯油
食 糧 費	5	5	0	会議分
印刷製本費	1,267	1,267	0	図書貸出券、利用案内、図書館だより等
光熱水費	4,044	4,030	14	電気、上下水道、ガス使用料
修 繕 料	1,349	1,349	0	施設修繕、配本車修繕等
(12) 役 務 費	1,399	1,424	△ 25	
通信運搬費	882	884	△ 2	電話料、郵便料(相互貸借・広報等)
手 数 料	234	270	△ 36	ボイラー性能・ばい煙等測定・水道施設検査等
保 険 料	271	270	1	建物損害共催、火災保険(図書・備品)
(13) 委 託 料	18,883	58,146	△ 39,263	オンライン運用、書誌情報作成、インターネット予約プログラム利用料、清掃、警備等
(14) 使 用 料 及 び 賃 借 料	14,309	8,575	5,734	オンライン機器、レシートプリンタ、コピー機使用料
(18) 備品購入費	21,100	24,235	△ 3,135	図書・視聴覚(20,105)、ブックトラック・書架(495)
(19) 負担金補助及 び 交付金	84	84	0	会議・研修会参加負担金等
(27) 公 課 費	10	68	△ 58	配本車重量税
合 計	346,099	375,452	△ 29,353	

### (2) 図書館費の指標

項目	基数	指標値
一般会計予算における図書館費の割合	346,099千円 / 134,840,000千円	0.26%
一般会計予算における図書購入費の割合	20,105千円 / 134,840,000千円	0.01%
教育費における図書館費の割合	346,099千円 / 10,196,673千円	3.39%
教育費における図書購入費の割合	20,105千円 / 10,196,673千円	0.20%
社会教育費における図書購入費の割合	20,105千円 / 2,067,020千円	0.97%
人口1人当りの図書館費の割合	346,099千円 / 288,598人	1,199.2円
人口1人当りの図書購入費の割合	20,105千円 / 288,598人	69.7円
人口1人当りの資料費の割合	29,437千円 / 288,598人	102.0円

## 11. 平成29年度蔵書数及び実施事業

### (1) 蔵書数

#### ①内容別の蔵書数

(平成30年3月31日現在)

	内 容	27年度末 蔵書冊数	28年度 蔵書冊数	29年度 蔵書冊数	29年度蔵書 構成比(%)
一 般 書	0 総 記	12,553	12,692	14,081	1.51%
	1 哲 学	16,953	16,929	17,397	1.87%
	2 歴 史	43,221	43,661	44,038	4.73%
	3 社 会 科 学	73,482	74,146	74,913	8.05%
	4 自 然 科 学	35,310	35,846	36,352	3.90%
	5 工 学 ・ 家 事	48,798	48,580	47,176	5.07%
	6 産 業	18,341	18,564	18,780	2.02%
	7 芸 術 ・ 体 育	50,094	50,091	50,521	5.43%
	8 語 学	8,075	8,015	9,012	0.97%
	9 文 学 ・ 小 説 他	173,824	175,493	176,412	18.95%
	小 計	480,651	484,017	488,682	52.50%
児 童 書	E 絵 本	105,664	107,044	108,551	11.66%
	Y 読 み 物	99,837	100,492	101,417	10.89%
	B そ の 他	73,367	73,518	73,751	7.92%
	小 計	278,868	281,054	283,719	30.47%
そ の 他	漫 画	118	118	117	0.01%
	雑 誌	24,602	25,570	25,955	2.79%
	紙 芝 居	5,699	5,703	5,739	0.60%
	文 庫 ・ 新 書	64,104	65,886	67,420	7.24%
	郷 土 資 料	48,558	50,384	51,764	5.56%
	視 聴 覚 資 料 他	7,641	7,665	7,719	0.83%
	小 計	150,722	155,326	158,714	17.03%
合 計		910,241	920,397	931,115	100%

### (2) 各貸出館の蔵書数

(平成30年3月31日現在)

施設名	本館	西口 ライブラリー	子ども ライブラリー	移動 図書館
蔵書数	439,731	36,916	32,175	52,728

施設名	蓬萊 学習センター	清水 学習センター	吾妻 学習センター	飯坂 学習センター	もちずり 学習センター	北信 学習センター	松川 学習センター	その他の 学習センター	合計
蔵書数	48,152	49,689	53,576	34,961	30,396	32,377	24,920	95,494	931,115

### (3) 月別・施設別レファレンス集計表

	本館	西口	子ども	蓬萊	清水	吾妻	飯坂	もちずり	北信	松川	計
4月	764	115	145	186	132	171	111	58	120	62	1,864
5月	1,093	122	170	179	183	191	116	50	129	114	2,347
6月	1,045	114	243	229	227	208	124	63	183	134	2,570
7月	1,100	113	298	272	259	249	153	60	211	160	2,875
8月	1,379	121	333	365	273	265	167	96	211	202	3,412
9月	1,235	117	215	247	206	162	130	54	159	110	2,635
10月	975	98	173	253	175	151	140	40	146	184	2,335
11月	965	114	256	228	158	190	173	44	162	142	2,432
12月	915	135	203	314	166	178	190	40	168	133	2,442
1月	826	101	170	230	106	130	127	36	129	124	1,979
2月	1,069	134	223	244	182	178	195	62	178	159	2,624
3月	1,073	110	197	248	167	189	236	41	196	161	2,618
合計	12,439	1,394	2,626	2,995	2,234	2,262	1,862	644	1,992	1,685	30,133

#### (4) 定例事業

事業名	内容	対象	開催日時	回数	人数	平均
<b>1. 児童向け おはなし会</b>						
①おひぎにだっこの おはなし会	絵本の読み聞かせ、てあそび、 わらべうたなどを行った。	3歳までの乳幼児 とその親	本館 第3木曜日 午前10時30分～	12	223	18.6
			子どもライブラリー 第1木、第3日曜日 午前11時～	24	410	17.1
			蓬萊学習センター 第4日曜日 午前10時30分～	10	82	8.2
			清水学習センター 第3木曜日 午前10時30分～	12	219	18.3
			吾妻学習センター 第4木曜日 午前10時30分～	11	129	11.7
			飯坂学習センター 第2木曜日 午前10時30分～	10	144	14.4
			もちずり学習センター 第2水曜日 午前10時30分～	12	80	6.7
			北信学習センター 第1水曜日 午前10時30分～	8	157	19.6
			松川学習センター 第1木曜日 午前10時30分～	10	95	9.5
<b>本館</b>						
②どうぶのおはなし会	絵本・紙芝居などの読み聞かせ や、ブックトークなどを行った。	4歳以上の幼児～小 学生	毎週土曜日 午後2時～	48	579	12.1
<b>子どもライブラリー</b>						
③小学生からのおはなし会	読み聞かせ・テーマに合った本 の紹介、ブックトークなどを行っ た。	小学生	第1日曜日 午後2時20分～	11	54	4.9
④4才からのおはなし会	読み聞かせ、すばなし、紙芝居 などを行った。	4歳～ 小学校就学前児童	第2日曜日 午後2時20分～	10	77	7.7
⑤おはなし会プチ	絵本の読み聞かせ、工作などを 行った。	4歳～小学生	学校行事等を考慮 午後3時10分～	23	168	7.3
⑥わらべうたであそぼう	わらべうたを行った。	4歳～小学生	学校行事等を考慮 午後2時20分～	5	54	10.8
<b>蓬萊学習センター図書室</b>						
⑦おはなしのくれよん	絵本などの読み聞かせや、ブッ クトークなどを行った。	4歳～小学校2年生	第2土曜日 午前10時30分～	10	75	7.5
<b>清水学習センター図書室</b>						
⑧おはなしポケット	絵本・物語・ブックトークなどを 行った。	4歳～小学生	第3土曜日 午後2時～	9	94	10.4
<b>吾妻学習センター図書室</b>						
⑨おはなしのにじ	絵本・紙芝居などの読み聞か せ、テーマに合った本の紹介な どを行った。	4歳～小学生	第3土曜日 午前10時30分～	10	35	3.5
<b>飯坂学習センター図書室</b>						
⑩おはなしひろば	絵本の読み聞かせ・紙芝居など を行った。	4歳～小学生	第4土曜日 午前11時～	9	110	12.2
<b>もちずり学習センター図書室</b>						
⑪おはなしバスケット	絵本の読み聞かせ・紙芝居など を行った。	4歳～小学生	第4土曜日 午後2時～	9	64	7.1
<b>北信学習センター図書室</b>						
⑫おはなしのとびら	絵本の読み聞かせ・紙芝居など を行った。	4歳～小学生	第2土曜日 午後2時～	9	118	13.1

事業名	内容	対象	開催日時	回数	人数	平均
<b>松川学習センター図書室</b>						
⑬おはなしロケット	絵本の読み聞かせ・紙芝居などを行った。	4歳～小学生	第1土曜日 午後2時～	10	98	9.8
<b>2. 一般向け 朗読会</b>						
朗読会 ことのはの時間(とき)	大人の方を対象とした朗読を行った。	一般	年4回 6月10日・9月9日 12月2日・3月3日 午後2時30分～	4	68	17.0
<b>3. 映画会</b>						
ファミリー映画会	幼児・小学生向け児童劇、アニメや一般対象の名作・名画の視聴覚資料の上映会を行った。	幼児～一般	本館 第2日曜日 午後2時～	12	114	9.5
<b>4. 対面朗読会</b>						
対面朗読	希望図書の朗読を行った。	目の不自由な方	本館 第1・3月曜日 第1・3水曜日	24	24	1.0
			清水学習センター 第2・4木曜日	25	25	1.0
(合 計)				337	3,296	

## (5) 特別事業

事業名	内容	対象	開催日時	回数	人数	平均
<b>1. 児童向け おはなし会</b>						
<b>本館</b>						
なつやすみ おたのしみかい	絵本・紙芝居の読み聞かせ、ブックトークなどを行った。	小学生～	7月22日 午後2時～	1	31	31.0
冬のおたのしみ会	人形劇、パネルシアター、ブックトーク、工作などを行った。	4歳～小学生	12月16日 午後2時～	1	39	39.0
<b>子どもライブラリー</b>						
おはなし会～春のこむこむまつりスペシャル～	パネルシアター、工作などを行った。	4歳～小学生	5月5日 ①午前11時30分～ ②午後2時30分～	1	24	24.0
おはなしカーニバル～なつのまき～	テーマ「こんなことって、ある？」ブックトーク、工作、人形劇などを行った。	4歳～小学生	7月9日 午後1時30分～	1	24	24.0
おはなし会～夏のこむこむまつりスペシャル～	大型紙芝居、ブックスタート、工作などを行った。	3歳～小学生	8月19日 午後2時20分～	1	7	7.0
おはなし会～秋のこむこむまつりスペシャル～	絵本の読み聞かせ、手遊び・わらべうたなどを行った。	3歳～小学生	11月3日 午後2時20分～	1	10	10.0
おはなしカーニバル～ふゆのまき～	ブックトーク「かたちいろいろ」、工作、てあそび・わらべうたなどを行った。	4歳～小学生	12月10日 午後1時30分～	1	11	11.0
おはなし会～冬のこむこむまつりスペシャル～	絵本の読み聞かせ、工作などを行った。	3歳～小学生	2月18日 午後2時20分～	1	5	5.0
<b>蓬萊学習センター図書室</b>						
2017夏 子どもおはなし会	すばなし、パネルシアター、ブックトーク、大型絵本、工作などを行った。	4歳～小学校	7月9日 午前10時30分～	1	23	23.0
2017冬 子どもおはなし会	テーマ「すてきなおくりもの」大型絵本、工作などを行った。	4歳～小学生	12月17日 午前10時30分～	1	36	36.0
<b>清水学習センター図書室</b>						
夏のおはなしポケットスペシャル	絵本クイズ・大型紙芝居・パネルシアター・工作などを行った。	4歳～小学生	7月8日 午後2時～	1	35	35.0
冬のおはなしポケットスペシャル	テーマ「3・3・3!!!」大型絵本、紙芝居、工作などを行った。	4歳～小学生	12月9日 午後2時～	1	20	20.0

事業名	内容	対象	開催日時	回数	人数	平均
<b>子どもライブラリー</b>						
ぐるんぱのようちえんの手作り人形講座	絵本「ぐるんぱのようちえん」の手作り人形を作り、より絵本の世界を楽しむ。	一般	6月28日 午前9時40分～	1	18	18.0
夏の思い出をのこそう！親子で手作りアルバム講座	夏の思い出の写真に飾りをつけて、親子で一つのアルバムを作る。	小学生と保護者	9月24日 午前10時～	1	7	7.0
読み聞かせボランティア向け講座 「よりよい読み聞かせのために～おはなし会テクニック」	てあそび・わらべうたを実践を交えて学ぶ。	ボランティアをされている方	11月29日 午前10時～	1	46	46.0
ボランティア向け講座 「おはなし会で楽しめるてあそび・わらべうた講座」	子どもと本の関わりに関する講演と読み聞かせの方法についての実践講義を開催した。	ボランティアをされている方	2月16日 午前10時～	1	20	20.0
<b>蓬萊学習センター図書室</b>						
そらまめくんの手作り人形講座	絵本「そらまめくん」の手作り人形を作製した。	一般	11月12日 午前9時45分～	1	21	21.0
言葉を楽しむ朗読講座	聴き手の心に届く朗読を学ぶ。	一般	2月26日 午前10時～	1	9	9.0
<b>清水学習センター図書室</b>						
親子であそぼう！てあそび・わらべうた	親子で手あそびやわらべうたを楽しむ。	乳幼児とその保護者	6月22日 午前10時30分～	1	36	36.0
地域の文化・歴史にふれよう「第8回信夫山講座」	身近な信夫山の歴史と文化を学ぶ講座を開催した。	一般	10月29日 午前10時～	1	14	14.0
<b>吾妻学習センター図書室</b>						
夏休み子ども科学講座	おもしろい科学工作を行った。	小学3年生以上	7月29日 午後1時～	1	20	20.0
第15回手作り人形講座 加古里子のだるまちゃん人形を作ろう	加古里子の絵本「だるまちゃん」の人形を作製した。	一般	2月24日 午前9時45分～	1	22	22.0
<b>飯坂学習センター図書室</b>						
子どもと楽しむてあそび・わらべうた	親子で手あそびやわらべうたを楽しむ。	乳幼児とその保護者	10月19日 午前10時～	1	19	19.0
<b>もちずり学習センター図書室</b>						
親子で楽しむリトミック講座	音楽で子どもの豊かな感性や個性をのばすリトミックを親子で楽しみます。	3歳～小学校低学年の子とその親	3月11日 午前10時30分～	1	34	34.0
<b>北信学習センター図書室</b>						
日本人の文化 紙芝居の演じ方・楽しみ方	紙芝居の歴史や演じ方を学ぶ	ボランティアをされている方	11月6日 午前10時30分～	1	9	9.0
<b>松川学習センター図書室</b>						
初心者のおはなし会講座	おはなし会の進め方や絵本の選び方を学ぶ	一般	9月4日 午前10時～	1	17	17.0

事業名	内容	対象	開催日時	回数	人数	平均
<b>子どもライブラリー</b>						
ぐるんぱのようちえんの手作り人形講座	絵本「ぐるんぱのようちえん」の手作り人形を作り、より絵本の世界を楽しむ。	一般	6月28日 午前9時40分～	1	18	18.0
夏の思い出をのこそう！親子で手作りアルバム講座	夏の思い出の写真に飾りをつけて、親子で一つのアルバムを作る。	小学生と保護者	9月24日 午前10時～	1	7	7.0
読み聞かせボランティア向け講座 「よりよい読み聞かせのために～おはなし会テクニック」	てあそび・わらべうたを実践を交えて学ぶ。	ボランティアをされている方	11月29日 午前10時～	1	46	46.0
ボランティア向け講座 「おはなし会で楽しめるてあそび・わらべうた講座」	子どもと本の関わりに関する講演と読み聞かせの方法についての実践講義を開催した。	ボランティアをされている方	2月16日 午前10時～	1	20	20.0
<b>蓬萊学習センター図書室</b>						
そらまめくんの手作り人形講座	絵本「そらまめくん」の手作り人形を作製した。	一般	11月12日 午前9時45分～	1	21	21.0
言葉を楽しむ朗読講座	聴き手の心に届く朗読を学ぶ。	一般	2月26日 午前10時～	1	9	9.0
<b>清水学習センター図書室</b>						
親子であそぼう！てあそび・わらべうた	親子で手あそびやわらべうたを楽しむ。	乳幼児とその保護者	6月22日 午前10時30分～	1	36	36.0
地域の文化・歴史にふれよう「第8回信夫山講座」	身近な信夫山の歴史と文化を学ぶ講座を開催した。	一般	10月29日 午前10時～	1	14	14.0
<b>吾妻学習センター図書室</b>						
夏休み子ども科学講座	おもしろい科学工作を行った。	小学3年生以上	7月29日 午後1時～	1	20	20.0
第15回手作り人形講座 加古里子のだるまちゃん人形を作ろう	加古里子の絵本「だるまちゃん」の人形を作製した。	一般	2月24日 午前9時45分～	1	22	22.0
<b>飯坂学習センター図書室</b>						
子どもと楽しむてあそび・わらべうた	親子で手あそびやわらべうたを楽しむ。	乳幼児とその保護者	10月19日 午前10時～	1	19	19.0
<b>もちずり学習センター図書室</b>						
親子で楽しむリミック講座	音楽で子どもの豊かな感性や個性をのばすリミックを親子で楽しみます。	3歳～小学校低学年の子とその親	3月11日 午前10時30分～	1	34	34.0
<b>北信学習センター図書室</b>						
日本人の文化 紙芝居の演じ方・楽しみ方	紙芝居の歴史や演じ方を学ぶ	ボランティアをされている方	11月6日 午前10時30分～	1	9	9.0
<b>松川学習センター図書室</b>						
初心者のおはなし会講座	おはなし会の進め方や絵本の選び方を学ぶ	一般	9月4日 午前10時～	1	17	17.0



事業名	内容	対象	開催日時	回数	人数	平均
<b>3. 映画会など</b>						
<b>本館</b>						
わくわく！ としょかんワールド	図書館や本に関するクイズを行った。	4歳～小学生	4月23日～5月12日	17	526	30.9
雑誌の無料配布	保存年限の過ぎた3～10年前の雑誌を無料配布した。	一般	4月23日 午前9時30分～	1	329	329.0
移動図書館運行40周年記念事業	移動図書館運行40周年を記念した運行と本の貸出を行った。	一般	こむこむ館 5月5日 午前11時～	1	116	116.0
ビブリオバトル ～中学生・高校生のための知的書評合戦～	お気に入りの本を持ち寄って魅力を5分間で紹介し合い、観戦者の投票によって一番読みたい本を決める書評ゲームを行った。	中学生以上・一般	こむこむ館 9月3日 午後1時～	1	82	82.0
<b>蓬萊学習センター図書室</b>						
蓬萊名画シアター	中学生以上・一般向けの視聴覚(ビデオテープ)資料の上映を行った。	中学生以上・一般	8月26日 午後2時～	1	8	8.0
春休みファミリーシアター	親子で楽しむアニメ映画の上映を行った。	幼児・小学校低学年の親子	3月23日 午後2時～	1	9	9.0
<b>清水学習センター図書室</b>						
としょかん☆クイズ	図書室や本に関するクイズを解いて図書室を探検した。	4歳～小学生		2	30	15
夏のアニメ映画会	対象児向け映画会を行った。	4歳～小学生	8月20日 午後2時～	1	16	16.0
春のアニメ映画会	対象児向け映画会を行った。	4歳～小学生	3月26日 午後2時～	1	18	18.0
<b>吾妻学習センター図書室</b>						
としょかんクイズ	図書室や本のクイズを解いて図書室を探検した。	4歳～小学生	11月12日・13日	2	16	8.0
<b>飯坂学習センター図書室</b>						
としょかん de クイズ	図書室や本のクイズを解いて図書室を探検した。	4歳～小学生	11月11日・12日	2	185	92.5
<b>もちずり学習センター図書室</b>						
としょつ☆たんていだん ～ナゾをとくのはキミだ！！～	図書室や本に関するクイズを解いて図書室を探検した。	4歳～小学生	10月29日・30日	2	61	30.5
<b>北信学習センター図書室</b>						
としょつたんけんクイズ	図書室や本に関するクイズを解いて図書室を探検した。	4歳～小学生	10月18日・19日	2	91	45.5
<b>松川学習センター図書室</b>						
めざせ☆としょつマスター!!	図書室や本に関するクイズを解いて図書室内を探検	4歳～小学生	10月15日・16日	2	37	18.5
<b>(合 計)</b>				81	2,532	

## (7) 特別展示

展 示 名 ・ 内 容	開 催 期 間
本 館	
1F	
さくら	4 月 1 日 ～ 4 月 27 日
入学・入園おめでとう！	4 月 1 日 ～ 4 月 27 日
色とりどり	4 月 1 日 ～ 5 月 29 日
とりがいっぱい(わくわく！としょかんワールド)	4 月 19 日 ～ 5 月 14 日
子どもの日	4 月 28 日 ～ 5 月 7 日
おでかけ・おさんぽ	5 月 8 日 ～ 5 月 29 日
雨	6 月 1 日 ～ 6 月 29 日
かたつむり	6 月 1 日 ～ 6 月 29 日
七夕	6 月 19 日 ～ 7 月 7 日
自由研究	6 月 30 日 ～ 8 月 30 日
課題図書・ブックリスト・感想文におすすめの本	6 月 30 日 ～ 8 月 30 日
こわいはなし	6 月 30 日 ～ 7 月 30 日
戦争・平和	8 月 1 日 ～ 8 月 30 日
海のおはなし	8 月 1 日 ～ 8 月 30 日
夏休み手作り絵本教室作品展	8 月 5 日 ～ 8 月 12 日
おつきさまの本	9 月 1 日 ～ 9 月 28 日
ハロウィン	10 月 1 日 ～ 10 月 29 日
収穫の秋	10 月 21 日 ～ 10 月 29 日
食欲の秋？芸術の秋？	11 月 1 日 ～ 11 月 29 日
クリスマス	12 月 1 日 ～ 12 月 27 日
あったかーい	12 月 1 日 ～ 12 月 27 日
お正月の本 あけましておめでとう！	1 月 4 日 ～ 1 月 22 日
チョコレート&お菓子	2 月 1 日 ～ 2 月 26 日
ひなまつり	2 月 19 日 ～ 3 月 3 日
花	3 月 1 日 ～ 3 月 29 日
王さま・おひめさま	3 月 1 日 ～ 3 月 29 日
角野栄子氏 国際アンデルセン賞受賞	3 月 28 日 ～ 4 月 22 日
・追悼展	
亡くなられた作家を偲び主な図書を展示	
杉田豊氏	5 月 24 日 ～ 5 月 29 日
マイケル・ボンド氏	6 月 29 日 ～ 7 月 15 日
わかやまけん氏	8 月 17 日 ～ 8 月 30 日
森山京氏	1 月 11 日 ～ 1 月 22 日
2F	
花～flower～	4 月 1 日 ～ 4 月 28 日
本で楽しむ航空機と戦艦	4 月 3 日 ～ 5 月 7 日

展 示 名 ・ 内 容	開 催 期 間
花～flower～	4 月 1 日 ～ 4 月 28 日
本で楽しむ航空機と戦艦	4 月 3 日 ～ 5 月 7 日
春のティーパーティー	5 月 1 日 ～ 5 月 31 日
旭日章 佐藤愛子	5 月 7 日 ～ 5 月 31 日
野球	6 月 1 日 ～ 6 月 30 日
北欧～白夜の国たち～	6 月 1 日 ～ 6 月 30 日
水～涼を感じて～	7 月 1 日 ～ 7 月 31 日
祝直木賞！佐藤正午	7 月 24 日 ～ 8 月 5 日
宮部みゆき	8 月 1 日 ～ 8 月 31 日
戦争特集	
夏！！車ででかけよう！！	
Sukosi Fusigi と宇宙	9 月 1 日 ～ 9 月 29 日
芸術と読書の秋	9 月 1 日 ～ 9 月 29 日
室井滋特集	9 月 7 日 ～ 9 月 16 日
世界の神様&神話	10 月 1 日 ～ 10 月 31 日
ノーベル文学賞受賞 カズオ・イシグロ(POPのみ)	10 月 6 日 ～ 10 月 29 日
もっと！時代小説を愉しむ	11 月 1 日 ～ 11 月 29 日
本で楽しむ落語の世界	11 月 1 日 ～ 11 月 29 日
読んでぼかぼか	11 月 1 日 ～ 11 月 30 日
手紙	12 月 1 日 ～ 12 月 26 日
クリスマス本	12 月 1 日 ～ 12 月 24 日
年賀状	12 月 1 日 ～ 2 月 4 日
源氏物語に親しむ	1 月 4 日 ～ 1 月 31 日
原作本！！	1 月 4 日 ～ 1 月 31 日
国民栄誉賞 羽生善治 井山裕太	1 月 10 日 ～ 2 月 10 日
祝直木賞！門井慶喜	1 月 17 日 ～ 2 月 10 日
北欧ミステリ	2 月 1 日 ～ 2 月 28 日
ワンダーランド	2 月 1 日 ～ 2 月 28 日
植物の本	3 月 1 日 ～ 3 月 30 日
・追悼展	
亡くなられた作家を偲び主な図書を展示	
大岡信	4 月 6 日 ～ 5 月 7 日
杉本苑子	6 月 3 日 ～ 6 月 30 日
日野原重明	7 月 19 日 ～ 8 月 6 日
犬養道子	7 月 26 日 ～ 8 月 10 日
早坂暁	12 月 17 日 ～ 12 月 27 日
葉室麟	12 月 24 日 ～ 1 月 8 日
スー・グラフトン	1 月 5 日 ～ 2 月 4 日

展 示 名 ・ 内 容	開 催 期 間
星野仙一	1 月 6 日 ～ 2 月 4 日
アーシュラ・K・ルグイン	2 月 1 日 ～ 2 月 4 日
石牟礼道子	2 月 10 日 ～ 2 月 28 日
金子兜太	2 月 21 日 ～ 3 月 14 日
S・W・ホーキング	3 月 14 日 ～ 4 月 18 日
内田康夫	3 月 18 日 ～ 4 月 18 日
子どもライブラリー	
・各月展示	
教科書に載った本	4 月 1 日 ～ 4 月 30 日
SEKAI	5 月 1 日 ～ 5 月 31 日
アート	6 月 1 日 ～ 6 月 30 日
自由研究・工作・読書感想文	7 月 1 日 ～ 8 月 24 日
SF&ミステリー	8 月 25 日 ～ 9 月 30 日
知ってる?こんな昔話	10 月 1 日 ～ 10 月 31 日
おしごと	11 月 1 日 ～ 11 月 30 日
クリスマス	12 月 1 日 ～ 12 月 25 日
わんわん!いぬ	12 月 26 日 ～ 1 月 31 日
心動かされるお話	2 月 1 日 ～ 2 月 28 日
学校ってたのしい	3 月 1 日 ～ 3 月 31 日
・常設展示	
おはなし会で紹介した本	通 年
書評にのった本	通 年
よい絵本	通 年
・特別展示	
儀間比呂氏追悼展示	4 月 30 日 ～ 5 月 7 日
マイケル・ボンド氏追悼展示	6 月 29 日 ～ 7 月 9 日
おはなしカーニバルで紹介した本(テーマ:ふしぎ!ドキドキ☆)	7 月 9 日 ～ 7 月 22 日
こむこむ企画展「カプトムシキングダム」に合わせて、関連本の展示	7 月 14 日 ～ 8 月 27 日
夏休みの宿題お役立ちコーナー	7 月 15 日 ～ 8 月 24 日
夏休み特別展示「戦争の本」	8 月 1 日 ～ 8 月 22 日
わかやまけん氏追悼展示	8 月 18 日 ～ 8 月 31 日
「知的書評合戦 ビブリオバトル」で紹介された本	9 月 3 日 ～ 9 月 3 日
福島西ロータリークラブ様寄贈本展示	10 月 12 日 ～ 12 月 14 日
こむこむ企画展「オーロラとペンギン展」に合わせて、関連本の展示	11 月 18 日 ～ 11 月 26 日
こむこむ企画展「キッチンアドベンチャー」に合わせて、関連本の展示	12 月 14 日 ～ 1 月 15 日
おはなしカーニバルで紹介した本(テーマ:こそこそ、こっそり)	12 月 10 日 ～ 12 月 24 日
国際ソロプチミスト福島様寄贈本展示	2 月 16 日 ～ 2 月 28 日
こむこむ企画展「通りゃんせ」に合わせて、関連本の展示	3 月 17 日 ～ 4 月 1 日

展 示 名 ・ 内 容	開 催 期 間
ミニ展示「石の本」	1 月 4 日 ～ 1 月 22 日
特別展示「いぬ」	1 月 4 日 ～ 1 月 22 日
特別展示「開運」	1 月 4 日 ～ 1 月 22 日
お菓子	2 月 1 日 ～ 2 月 26 日
YA展示「bitter or sweet～恋は苦い？それとも甘い？」	2 月 1 日 ～ 2 月 26 日
小さな本棚「ねこ」	2 月 3 日 ～ 2 月 26 日
福島紹介の棚「福島の企業」	2 月 18 日 ～ 3 月 30 日
特別展示「韓国と冬のスポーツ」	2 月 2 日 ～ 2 月 26 日
特別展示「歌舞伎」	2 月 2 日 ～ 2 月 26 日
ミニ展示「シリーズで読む海外文学」	2 月 15 日 ～ 3 月 2 日
Green	3 月 1 日 ～ 4 月 29 日
YAミニ展示「輝く～キラキラ、新しい世界～」	3 月 1 日 ～ 3 月 29 日
小さな本棚「ヒロイン」	3 月 5 日 ～ 3 月 29 日
ミニ展示「朗読会ことのはの時間関連図書」	3 月 3 日 ～ 3 月 19 日
ミニ展示「引っ越し」	3 月 18 日 ～ 3 月 29 日
特別展示「新生活応援」	3 月 1 日 ～ 3 月 29 日
特別展示「睡眠の本」	3 月 1 日 ～ 3 月 29 日
<b>・ 常設展示</b>	
子育て応援図書	通 年
東日本大震災関連資料	通 年
ちょっと昔のベストセラー	通 年
蓬萊学習センター図書室	
震災関連本	通 年
おはなし会にオススメの本	通 年
子育て応援図書	通 年
心地よい住まいと暮らしのための本	3 月 1 日 ～ 4 月 27 日
ほんの木 ～みんなのおすすめの本～	4 月 23 日 ～ 5 月 12 日
紙で伝えあう想い	5 月 1 日 ～ 6 月 29 日
自由研究・読書感想文におすすめの本、課題図書、夏休みレファレンス用図書	7 月 1 日 ～ 8 月 30 日
ますます元気に！ 健康とリラックスの本	9 月 1 日 ～ 10 月 29 日
クリスマスの本	11 月 1 日 ～ 12 月 27 日
和算って何？	11 月 6 日 ～ 11 月 29 日
初挑戦！ みつけよう趣味♪	1 月 4 日 ～ 2 月 26 日
春を満喫しよう！	3 月 1 日 ～ 4 月 29 日
「読書の輪」で紹介した本	6 月 1 日 ～ 5 月 28 日
「ハッピーとしょかん夏号」で紹介した本	7 月 1 日 ～ 11 月 29 日
「ハッピーとしょかん冬号」で紹介した本	12 月 1 日 ～ 6 月 30 日

展 示 名 ・ 内 容	開 催 期 間
清水学習センター図書室	
常設展示 新しい本展	通 年
親子で遊ぼう！手あそびわらべうた展	6 月 1 日 ～ 6 月 25 日
読書感想文におすすめの本・自由研究の本	7 月 1 日 ～ 8 月 27 日
広報紙「SHIMIZU」関連本展	9 月 1 日 ～ 12 月 27 日
生涯学習のつどい展	9 月 30 日 ～ 10 月 1 日
信夫山講座連動展示	10 月 1 日 ～ 10 月 29 日
クリスマス本展	11 月 20 日 ～ 12 月 27 日
広報紙「ほんのたね」展	2 月 1 日 ～ 3 月 30 日
吾妻学習センター図書室	
・常設展示	
時代小説	通 年
震災・原発関連の本	通 年
おすすめの児童書・絵本・YAの本	通 年
・各月展示	
新生活の本	4 月 1 日 ～ 4 月 27 日
春の本	4 月 1 日 ～ 4 月 27 日
山の本	5 月 1 日 ～ 6 月 29 日
広報紙「Letter」で紹介した本	6 月 1 日 ～ 10 月 14 日
広報紙「ひなたぼっこ」で紹介した本	7 月 1 日 ～ 11 月 28 日
中学生によるおすすめの本	7 月 12 日 ～ 9 月 2 日
読書感想文・自由研究の本	7 月 1 日 ～ 8 月 29 日
中学生によるおすすめの本②	9 月 2 日 ～ 9 月 29 日
ホラーの本	9 月 1 日 ～ 9 月 29 日
秋を楽しむ本	10 月 1 日 ～ 10 月 30 日
広報紙「Letter」で紹介した本②	10 月 1 日 ～ 3 月 31 日
クリスマスの本	11 月 1 日 ～ 12 月 26 日
おせち、年賀状、年末年始、大掃除の本	12 月 1 日 ～ 12 月 26 日
歴代の本屋大賞の本	1 月 4 日 ～ 1 月 29 日
入園・入学の本	2 月 1 日 ～ 2 月 26 日
おべんとう&旅行	3 月 1 日 ～ 3 月 31 日
飯坂学習センター図書室	
おはなし会で紹介した本	通 年
学生たち	4 月 12 日 ～ 5 月 29 日
子ども読書週間展示「よい絵本」	4 月 19 日 ～ 5 月 29 日
広報紙「ひだまり読書」で紹介した本	5 月 10 日 ～ 6 月 29 日
すこし不思議なお話特集	5 月 15 日 ～ 6 月 29 日
恋うころ	6 月 1 日 ～ 7 月 10 日

展 示 名 ・ 内 容	開 催 期 間
広報紙「ほんのひろば」で紹介した本	7月1日～8月30日
怪談・ミステリー小説	7月1日～8月30日
読書感想文と自由研究の本	7月6日～8月30日
なつともの友	7月21日～8月30日
私のおすすめの本POP展示(西根中学校2年生作品)	7月24日～8月24日
本の動植物園	8月1日～9月28日
お仕事小説	9月1日～10月29日
スポーツの秋	9月1日～11月29日
アート de 文学	11月1日～12月27日
クリスマス本	11月27日～12月27日
広報紙「ほんのひろば」で紹介した本	12月1日～1月22日
時代小説特集	12月1日～2月3日
葉室麟追悼展示	1月4日～1月22日
150年目の明治維新	1月4日～2月26日
本屋大賞歴代ミネート作家作品	2月8日～3月29日
Start～スタート～	3月1日～4月29日
もちずり学習センター図書室	
平成28年度購入本(児童書新刊)	4月12日～5月29日
時代小説特集	4月12日～5月29日
おはなしバスケットのテーマの本「あまいもの」	4月22日～5月26日
おはなしバスケットのテーマの本「とり」	5月27日～6月23日
おはなしバスケットのテーマの本「さかな」	6月24日～8月25日
自由研究・読書感想文におすすめの本	7月1日～8月30日
おはなしバスケットのテーマの本「おばけのはなし」	8月26日～9月8日
おはなしバスケットのテーマの本「つき」	9月9日～10月20日
おはなしバスケットのテーマの本「くだもの」	10月21日～11月24日
一般向け広報誌「もちずりTIMES」で紹介した本	10月27日～11月14日
クリスマスの本	11月15日～12月27日
おはなしバスケットのテーマの本「ふゆごもり」	11月25日～2月23日
おはなしバスケットのテーマの本「すき」	2月24日～3月23日
おはなしバスケットのテーマの本「うさぎ」	3月24日～4月26日
北信学習センター図書室	
〇〇色の本	4月12日～5月29日
空	6月1日～6月29日
自由研究・読書感想文の本	7月1日～8月30日
「本」にまつわる本	9月1日～9月30日
音楽	10月1日～10月29日
〇〇の秋	11月1日～11月29日

展 示 名 ・ 内 容	開 催 期 間
クリスマス	12月 1日 ～ 12月 25日
お正月	12月 26日 ～ 1月 7日
ヴァレンタイン・お菓子	1月 10日 ～ 2月 26日
ねこ	3月 1日 ～ 3月 31日
松川学習センター図書室	
桜の本	4月 1日 ～ 4月 27日
受賞作品を読もう！	4月 1日 ～ 5月 28日
虫の本／おやこの本	4月 1日 ～ 5月 28日
育てて 食べて いろいろ野菜	5月 1日 ～ 5月 28日
時間って不思議	6月 1日 ～ 6月 29日
本の中の音楽	6月 1日 ～ 6月 29日
天気の本	6月 1日 ～ 6月 29日
課題図書・自由研究の本	7月 1日 ～ 8月 28日
ゾクゾクする本	7月 1日 ～ 8月 28日
夏の食べ物の本	7月 1日 ～ 8月 28日
長寿の秘訣	9月 1日 ～ 9月 28日
星と伝説	9月 1日 ～ 9月 28日
うさぎの本	9月 1日 ～ 9月 28日
鉄道の本	10月 1日 ～ 11月 15日
松NAVI! の紹介本	10月 1日 ～ 11月 15日
きのこの本	10月 1日 ～ 11月 15日
あったか～い本	11月 1日 ～ 11月 28日
クリスマスの本	11月 15日 ～ 12月 27日
戌・犬の本	11月 16日 ～ 1月 9日
すてきなおくりもの	12月 1日 ～ 12月 27日
年末年始おたすけ本	12月 1日 ～ 12月 27日
北極と南極	1月 4日 ～ 1月 22日
医療ミステリー	1月 4日 ～ 2月 26日
鬼・オニの本	1月 10日 ～ 2月 26日
生命の神秘	2月 1日 ～ 3月 29日
卒業	3月 1日 ～ 3月 29日
てがみの本	3月 1日 ～ 4月 2日
おはなし会でよんだほん	通 年

-  
-



## (8)福島市立図書館 刊行物一覧

平成29年度

No.	施設名	広報紙名	内容	発行	対象
1	市立図書館	福島市立図書館概要	福島市立図書館業務・統計実績及び事業の概況資料を掲載	年1回	一般
2		あかちゃんえほん	赤ちゃん向けブックリスト 「0歳～」「2歳～」「おはなし」の3種	年1回	一般 (保護者)
3		えほん～4・5歳児のためのブックリスト～	4・5歳児向けブックリスト	年1回	一般 (保護者)
4		本・ほん～1年生になったみんなへ～	小学校1年生向けブックリスト	年1回 (5月)	児童
5		本・ほん～この夏、中学生の君たちに～	中学校1年生向けブックリスト	年1回 (7月)	YA
6		福島市立図書館だより	福島市立図書館全体の出来事や行事の紹介と図書館の利用案内を掲載	年1回 (3月か4月)	一般
7		市立図書館広報	その月の新刊本の紹介や行われる行事などを掲載	毎月1回 (4月休刊)	一般
8		わくわくとしょかん	児童向け広報紙 児童書の新刊の紹介や、行事の案内	年5回	児童
9		PUSH!	ヤングアダルト(中・高校生)向け広報紙 おすすめの本の紹介	隔月 (奇数月)	YA
10		PUSH! 特別号	中学生向け広報紙 おすすめの本の紹介と、図書館の利用案内	年1回 (4月)	YA
11	西ロライブラリー	西ロライブ発信	一般向け広報紙 おすすめの本・新刊本の紹介、事業の案内など	年11回	一般
12	子どもライブラリー	よむよむNavi	読み聞かせボランティア向け広報紙 新刊絵本・司書おすすめの本の紹介など	年4回	一般 (ボランティア)
13	蓬萊学習センター 図書室	ハッピーとしょかん	児童向け広報紙 児童書の新刊の紹介と、行事の案内	年2回 (7・12月)	児童
14		読書の輪	ヤングアダルト(中・高校生)向け広報紙 おすすめの本の紹介や、図書室の利用案内	年1回 (6月)	YA
15	清水学習センター 図書室	SHIMIZU	一般、ヤングアダルト(中・高校生)向け広報紙 おすすめの本の紹介、テーマに沿った本の紹介、ヤングアダルト向けおすすめの本の紹介	年1回 (9月)	一般・YA
16		ほんのたね	児童向け広報紙 テーマに沿ったおすすめの本、おはなし会で使用した本の紹介と、おはなし会の案内	年1回 (1月)	児童
17	もちずり学習センター 図書室	もちずりTIMES	一般、ヤングアダルト(中・高校生)向け広報紙 新着本やテーマに沿った本、ヤングアダルト向けおすすめの本の紹介	年1回 (10月)	一般・YA
18		もちもち☆だより	児童向け広報紙 おはなし会の案内と、新刊本やおはなし会で使用した本の紹介	年2回 (7・12月)	児童
19	北信学習センター 図書室	北信だより	一般、ヤングアダルト(中・高校生)向け広報紙 一般向け・ヤングアダルト向けのおすすめの本や雑誌の紹介と、おはなし会の案内	年2回 (4・10月)	一般・YA
20		ほんのとびら	児童向け広報紙 おはなし会の案内と、おすすめの本やおはなし会で使用した本の紹介	年2回 (7・12月)	児童
21	飯坂学習センター 図書室	ひだまり読書	一般、ヤングアダルト(中・高校生)向け広報紙 一般・ヤングアダルト向けのおすすめの本や大人でも楽しめる子どもの本の紹介、おはなし会などの行事の案内	年1回 (5月)	一般・YA
22		ほんのひろば	児童向け広報紙 おすすめの本の紹介と、おはなし会などの行事の案内	年2回 (7・12月)	児童
23	松川学習センター 図書室	松NAVI!	一般、ヤングアダルト(中・高校生)向け広報紙 おすすめの本の紹介、テーマに沿った本の紹介、ヤングアダルト向けおすすめの本の紹介	年1回 (10月)	一般・YA
24		まつぼっと	児童向け広報紙 おすすめの本の紹介と、おはなし会などの行事の案内	年2回 (6・11月)	児童
25	吾妻学習センター 図書室	ひなたぼっこ	児童向け広報紙 新刊本やおはなし会で使用した本の紹介と、行事の案内	年2回 (7・12月)	児童
26		Letter	ヤングアダルト(中・高校生)向け広報紙 おすすめの本の紹介	年2回 (6・10月)	YA

## 12. 図書館サービス指数

区 分		年 度				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人 口 1 人 当 り の 貸 出 冊 数	貸 出 冊 数	3.00	3.03	3.29	3.14	3.13
	人 口					
人 口 1 人 当 り の 年 間 増 加 冊 数	年 間 増 加 冊 数	0.02	0.06	0.03	0.03	0.04
	人 口					
人 口 1 人 当 り の 蔵 書 冊 数	蔵 書 冊 数	3.13	3.20	3.23	3.15	3.23
	人 口					
貸 出 コ ス ト ( 円 )	図 書 館 費	330.36	382.05	360.82	346.16	407.97
	貸 出 冊 数					
図 書 の 回 転 率	貸 出 冊 数	0.96	0.95	1.02	1.00	0.97
	蔵 書 冊 数					
職 員 1 人 当 り の 貸 出 冊 数	貸 出 冊 数	16,601	16,746	15,424	15,290	15,065
	職 員 数	(21,709)	(21,898)	(19,280)	(19,112)	(18,831)

( ) = 臨時職員を除く

区 分		年 度				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
貸 出 冊 数		846,633	854,036	925,419	917,395	903,909
蔵 書 冊 数		883,267	901,067	910,241	920,397	931,115
年 間 増 加 冊 数		4,351	17,800	9,174	10,156	10,718
人 口 ( ※ )		281,767	281,823	281,455	292,400	288,598
図 書 館 費 ( 決 算 額 : 円 )		279,689,737	326,286,059	333,912,868	317,564,067	368,767,862
職 員 数		51	51	60	60	60

※各年度4月1日現在の人口

### 13. 貸出文庫名簿

No.	団 体 名	代 表 者 名	備 考
1	そ よ か ぜ 文 庫	永 島 絹 子	福島市笹木野
2	さ ば ら 文 庫	佐 藤 悦 子	福島市佐原

### 14. 寄贈図書文庫

文 庫 名	開 設 年	参 考 事 項
綱 沢 文 庫	昭 和 62 年	綱沢利平氏(弁護士)が所持していた蔵書。 昭和20年代後半から40年代にかけての判例集や法律関係書を中心に、約6,400冊の資料群。
渡 辺 文 庫	昭 和 62 年	渡辺到源氏所蔵の資料、約2,300冊。 福島の芸術・文化を担った人で、美術書・歴史書・文学書等が中心。
菅 野 文 庫	昭 和 63 年	菅野廣氏の蔵書、約4,000冊。 昭和40年代から50年代にかけての人文・社会科学から文学にわたるまで、全集や叢書などが中心。
菅 野 宏 文 庫	平 成 7 年	菅野宏氏(福大名誉教授)所蔵の万葉集関係資料が中心、56冊。 「万葉集全注釋」など万葉集を学ぶ資料が多い。
新 開 文 庫	平 成 7 年	新開眞一氏所蔵のものを夫人ゆり子氏より寄贈。 農業関係資料が中心で他に文芸書など270冊余。

## 15. 条例・規則等

### (1) 福島市立図書館条例

( 昭和59年12月25日 )  
( 条 例 第 45 号 )

改正 平成26年12月26日条例第42号

(設 置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項及び図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、市民の教育と文化の振興を図るため、福島市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(位 置)

第2条 図書館は、福島市松木町1番1号に置く。

(分 館)

第3条 図書館に次のとおり分館を置く。

名 称	位 置
福島市西口ライブラリー	福島市三河南町1番20号
福島市子どもライブラリー	福島市早稲町1番1号

(事 業)

第4条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料の利用等に関すること。
- (3) 移動図書館に関すること。
- (4) 福島市学習センター条例(平成16年条例第31号)に規定する学習センターの図書室との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、図書館設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

区分	開館時間	休館日
図書館	月曜日及び水曜日から土曜日まで 午前9時30分から 午後7時まで	1 火曜日(火曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) 2 12月29日から翌年1月3日まで 3 館内整理日(毎月月末。ただし、その日が前2号に掲げる日、日曜日、土曜日及び休日に当たるときは、これらの日の前日) 4 特別整理期間として、教育委員会が別に定める日
	日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下この表において同じ。)	
福島市 西口ライブラリー	月曜日及び水曜日から土曜日まで 午前9時30分から 午後7時まで	1 火曜日(火曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)。ただし、その日が福島市公立学校管理規則(昭和54年教育委員会規則第1号)第12条の2に規定する休業日に当たるときは、開館することができる。 2 特別整理期間として教育委員会が別に定める日
	日曜日及び休日	
福島市 子どもライブラリー	月曜日及び水曜日から土曜日まで 日曜日及び休日	午前9時30分から 午後7時まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設及び備付物品を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第7条 故意又は過失により施設及び備付物品を滅失し、又は毀損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(協議会)

第8条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に福島市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任期者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年9月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福島市立図書館条例第9条第1項の規定により福島市立図書館協議会の委員として委嘱されている者(以下この項において「従前の協議会の委員」という。)は、この条例の施行の日にこの条例による改正後の福島市立図書館条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第9条第3項の規定により福島市立図書館協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の条例第9条第4項の規定にかかわらず、同日における従前の協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 福島市立図書館条例施行規則

( 昭和60年3月23日 )  
教委規則第3号

改正 平成26年3月31日教委規則第3号

(趣 旨)

第1条 この規則は、福島市立図書館条例(昭和59年条例第45号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(館外利用対象者)

第2条 館外で図書館資料を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当し、館長が認めたものとする。

- (1) 福島市、伊達市及び伊達郡に居住し、又は福島市内に勤務し、若しくは在学する者
- (2) 福島市内に事務所を有する団体
- (3) その他特に認めた者

(館外利用の手続)

第3条 図書館資料を利用する者は、図書貸出券交付申請書(様式1号)により登録し、図書貸出券(以下「貸出券」という。)の交付を受けなければならない。

2 登録の有効期間は、登録の日から起算して四年とし、登録の更新をしようとする者は、有効期間満了前1年以内に、更新の手続きをしなければならない。

3 登録に係る事項について、異動を生じたときは、利用者は直ちにその旨を館長に届けなければならない。

4 虚偽の登録を行い、又は貸出券を他人に譲渡し、若しくは転貸する等の行為をした者に対しては、登録を取り消すものとする。

(資料貸出数及び期間)

第4条 館外で利用する図書館資料の貸出数及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りではない。

- ① 図書貸出数は、10冊以内とする。
- ② 貸出期間は、14日以内とする。
- ③ 移動図書館の貸出期間は、次の巡回日までとする。

2 団体に対する図書の貸出及び図書以外の資料の貸出は、館長が別に定める。

(貸出しの禁止)

第5条 館長は、貸出期間を過ぎても図書館資料を返納しない者に対して、一定期間図書館資料の貸出しを禁止することができる。

(貸出券の紛失)

第6条 貸出券を紛失した者は、その旨を直ちに館長へ届け出なければならない。

2 前項の届出がなされず、貸出券が他人によって使用され損害が生じた場合、その責は、紛失した者に帰するものとする。

(移動図書館)

第7条 移動図書館については、館長が別に定める。

(図書館資料の複写)

第8条 図書館資料の複写は、館長が複写を希望する者(以下「複写希望者」という。)の求めに応じて行うものとする。

2 前項の複写希望者は、複写申込書(様式第2号)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、著作権法(昭和45年法律第48号)に抵触するおそれがあると認めるときその他資料の状態等により複写が不適當と認めるときは、当該図書館資料の複写の制限をすることができる。

4 第1項の複写希望者は、実費の範囲内において当該複写に要する費用を負担しなければならない。

(寄贈)

第9条 図書館に寄贈された物件の管理は、図書館資料に準ずる。

(協議会)

第10条 条例第9条に規定する福島市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

資料の状態等により複写が不適當と認めるときは、当該図書館資料の複写の制限をすることができる。

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議は、定例会及び臨時会とし、館長が召集する。

2 定例会は、年3回開催する。

3 臨時会は、館長が必要と認めるとき召集する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成17年9月29日から施行する。

附則

この規則は、平成24年2月27日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

### (3) 福島市立図書館協議会運営要綱

(目的)

第1条 図書館の現状を見直し、今後における望ましい図書館のあり方、およびその振興方策について調査審議する。

(組織)

第2条 図書館協議会は、委員10人以内とする。

(委員)

第3条 委員は、次の区分により教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育関係

小学校長会、中学校長会、学校図書館研究会及び私立学校の図書館関係者

(2) 社会教育関係

社会教育委員の会議、学習センター運営審議会及び小中学校PTA連合会の委員

(3) 家庭教育関係

家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

利用者代表及び専門知識を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 図書館協議会に委員長・副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会議の議長となり会務を総理する。

3 委員長が事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(協議会)

第6条 図書館協議会は館長が招集する。

2 定例会は年3回、臨時会は館長が必要と認めるとき招集する。

3 図書館協議会は館長の諮問に応じ、図書館の運営に関する基本的事項について調査審議する。

(事務局)

第7条 図書館協議会の事務局は、福島市立図書館に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、図書館協議会の運営に関し必要な事項は、図書館協議会において定める。

附則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。



#### (4) 福島市立図書館団体貸出要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福島市立図書館条例施行規則第4条第2項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 読書活動の育成・助長を図るため、各種団体へ図書の貸出しを行うものとする。

(貸出対象団体)

第3条 貸出対象団体(以下「団体」という。)は、原則として次のとおりとする。

- (1) 会員10名以上を有する団体であること。
- (2) 会員40名以上を有する文庫であること。
- (3) 会員5名以上を有する読書会であること。

(団体利用の手続)

第4条 貸出しを希望する団体は、毎年、6月末日までに、「団体登録申請書」により登録し、図書貸出券の交付を受けるものとする。ただし、当該年の4月1日から6月末日まで新規登録した団体は、除くものとする。

- 2 登録に係る事項について、異動が生じたときは、団体は速やかにその旨を館長に届けるものとする。
- 3 団体を廃止するときは、「団体廃止申請書」に所定の事項を記入し、団体用「図書貸出券」を添付し申請するものとする。
- 4 虚偽の登録を行ない、又は、貸出券を他人に譲渡し、若しくは転貸する等の行為をした団体に対しては、登録を取り消すものとする。

(貸出申込)

第5条 貸出しを受けようとする団体は、「図書貸出券」を提示し申し込むものとする。

(貸出冊数)

第6条 団体への貸出冊数は、次のとおりとする。

- (1) 団体は、200冊以内とする。
- (2) 文庫は、500冊以内とする。
- (3) 読書会は、1タイトルにつき5冊以内とする。

(貸出期間)

第7条 団体への貸出期間は、次のとおりとする。

- (1) 団体並びに読書会は、4週間とする。
- (2) 文庫は、6箇月とする。ただし、館長が必要と認めるときは、年2回更新を条件に貸出期間を別に定めることができる。

(貸出図書)

第8条 貸出する図書の所属は、原則として次のとおりとする。

- (1) 団体への貸出図書は、本館用図書とする。
- (2) 文庫への貸出図書は、移動図書館用図書とする。
- (3) 読書会への貸出図書は、読書会用図書とする。

(貸出図書の搬出入)

第9条 貸出図書の搬出入については、次のとおりとする。

- (1) 団体並びに読書会は、各自が行うものとする。
- (2) 文庫については、図書館が援助するものとする。

(2) 文庫については、図書館が援助するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのないものについては、館長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

## (5) 福島市立図書館資料収集方針

### 基本方針

- (1) 本館は図書館法に則り、本市の特殊性を考慮し、市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書資料及び視聴覚資料(以下「資料」という。)を公平に自由に選択収集する。
- (2) 本館は、市立図書館としての性格上特に次の資料の収集に重点をおく。
  - ① 基本的諸資料
  - ② 文学・実用書・児童書等に重点をおく。
  - ③ 行政資料・東北地方を含む郷土関係諸資料
- (3) 本館の資料の実情及び市民の利用動向を勘案し諸資料の適正化を図る。

### 本館資料選定基準

- (1) 広く利用者の開拓、読書普及の観点から新刊書を重視し、比較的読み易いものを中心に収集する。
- (2) 各分野の基本的資料(事典・辞典・便覧・白書・年鑑・図鑑・年表・統計・法令・行政資料・書誌・入門書・概説書・全集等)を収集する。ただし、特殊な分野の専門書及び研究書等は原則として収集しないが、寄贈資料の場合は、資料価値を吟味のうえ収集する。
- (3) 各分野の古典的名著は、極力収集する。
- (4) 実用書は、資料価値を吟味のうえ多面的に収集する。
- (5) 時事的なものは、社会情勢に対応し積極的に収集する。
- (6) 各種の賞を受賞したものは、できるだけ収集する。ただし特殊な主題のものは、別途に考慮する。
- (7) 文学作品は、内外の著名な作家の作品をできるだけ収集する。
- (8) 行政資料・郷土資料・郷土出版物及び県人の著作は、原則として収集する。ただし資料の性格から部分的に郷土を含む資料(例・日本地図)は、この限りではない。
- (9) 利用頻度の少ないと思われるものでも、資料価値が高く市立図書館として保存の必要があると思われるものは努めて収集する。
- (10) 教養・レクリエーションに必要な諸資料は、利用の動向などを勘案し収集する。
- (11) 学習参考書は、原則として収集しない。
- (12) 幼児及び小・中学生向け資料(児童書)は、人格形成の基礎となる情操教育上必要と思われる資料について積極的に収集する。
- (13) 逐次刊行物は、資料価値を勘案して収集する。ただし郷土関係逐次刊行物(新聞・雑誌)は努めて収集する。
- (14) 利用頻度の多いと思われる資料は、複本を収集することができる。
- (15) 希望図書は、できるだけ収集するよう努める。

#### 移動図書館資料選定基準

- 1) 広く利用者の開拓・読書普及の観点から、比較的読み易いものを中心に収集する。
- 2) 新刊書を重視し、内外の各種受賞資料・各種団体の選定資料推せん資料・ベストセラー等は内容を検討のうえできるだけ収集する。
- 3) 一般教養的郷土資料は、できるだけ収集する。
- 4) 児童図書は、人間形成の観点から情操教育上必要と思われる資料を積極的に収集する。
- 5) 利用頻度の多いと思われる資料は、複本を収集することができる。
- 6) 希望図書は、できるだけ収集するよう努める。

#### 選定上の留意事項

資料の選定に当たっては、収集方針に基づき、利用者の読書傾向及び出版動向を把握しながら、次の事項に留意する。

- 1) できるかぎり新しい資料であること。
- 2) 好み、主観を排除すること。
- 3) 理解しやすいものであること。
- 4) 信頼し得る資料であること。
- 5) 宣伝や流行に惑わされないこと。
- 6) 人文・社会科学・自然科学・工学関係の分野は、極めて特殊なものを除き、基本及び一般分野を中心に収集すること。
- 7) 参考図書は、できるだけ索引・参考文献・年譜等が掲載されている資料を中心に収集すること。
- 8) 類書は、比較検討のうえ収集すること。
- 9) 利用度が高く且つ生命の長い資料及び郷土資料は複本を備えること。
- 10) 性・法医学・刑事犯罪の記録・劇薬・毒薬・火薬・賭博的娯楽等に関する資料は、特に専門家等の意見を参考に、その資料的価値を検討しながら慎重に収集すること。
- 11) 図鑑・地図・美術書等図版の多い資料は、とくに印刷の仕上がりを考慮すること。
- 12) 蔵書の診断を行い必要にして不足している基礎的な資料は、計画的に且つできるだけ速やかに収集すること。
- 13) 利用者の意向を正しく選択に反映させるようにすること。

#### 視聴覚資料選定基準

- 1) フィルム・レコードで、広く市民の教養文化の向上に資するものは極力収集すること。
- 2) 郷土の理解に役立つものは、保存用も含め収集する。
- 3) 保存的資料として価値の高いものは、努めて収集する。
- 4) 福島県視聴覚ライブラリー等との機能分担に配慮し、その補完的機能を果たし得る資料を収集する。
- 5) 館長が特に必要があると認められる資料は、図書館協議会に諮問し、その意向を聞いて収集することができる。

## (6) 福島市立図書館資料選定委員会設置要綱

(改正：平成6年7月1日)

### (目的)

第1条 福島市立図書館におけるすべての資料の、収集・保管・保存・廃棄にかかわる選定(以下「選定等」という。)を、「福島市立図書館資料収集方針」及び「福島市立図書館図書寄贈受付要綱」並びに「福島市立図書館資料廃棄基準」に基づき行うことを目的とする。

### (組織)

第2条 選定委員会の委員は、図書館の専門職員(司書)により構成し、次のとおり組織する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名

2 委員長・副委員長の選出は、委員の互選によるものとする。

### (職務)

第3条 委員長は、会を代表し会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 委員は、会の目的達成のため委員長、副委員長に積極的に協力する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合はこれを補充し、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会は、定例委員会と臨時委員会とする。

- 2 定例委員会は、委員長が議長となり原則として週1回開催する。
- 3 臨時委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
- 4 委員会は、必要に応じて館長の意見を求めることができる。

### (専門家等の意見)

第6条 委員会は必要に応じて、福島県立図書館等の機関や各分野の専門家からの意見を聞くことができる。

### (選定等の決定)

第7条 委員会の選定等の結果は、館長がこれを決定する。

### (専門部会)

第8条 選定委員会の選定等を円滑に進めるため、次の専門部会を置くものとする。

- (1) 「児童書」専門部会
- (2) 「一般書(A)」専門部会(0～3分類担当)
- (3) 「一般書(B)」専門部会(4～7分類担当)
- (4) 「一般書(C)」専門部会(8～9分類担当)
- (5) 「視聴覚」専門部会

- 2 各専門部会の代表(1～2名)は、選定委員会の委員となる。
- 3 各専門部会は、担当する部会に所属する資料の選定等を行い、その結果を選定委員会に報告しなければならない。

## (7) 福島市立図書館図書寄贈受付要綱

(改正:平成6年7月1日)

(改正:平成10年4月1日)

### (主 旨)

第1条 寄贈図書は「福島市立図書館資料収集方針」に準じた内容の図書を原則として受け、図書館の図書と同様に取り扱い、広く市民の利用に供する。

### (寄贈を受ける図書)

第2条 寄贈を受ける図書は、次のとおりとする。

- ① 郷土資料
- ② 資料内容の新旧にかかわらず、各分野の基礎的又は歴史的価値を有するもの等は特に受け入れる。ただし、「福島市立図書館資料廃棄基準」第2条第1項に定める資料は除く。

### (「図書寄贈申込書」の提出)

第3条 福島市立図書館は、図書寄贈申出があった場合、寄贈者から(様式-1)により、「図書寄贈申込書」を提出させなければならない。ただし、郵送による場合はこの限りでない。

### (受理・不受理の決定等)

第4条 図書寄贈申込書による寄贈図書の受理・不受理の決定は、福島市立図書館資料選定委員会が行う。特に、利用頻度が少ないと思われるものでも、資料価値が高く市立図書館としての保存の必要があると思われるものは、各分野の専門家の意見を参考に受理を決定する。

2 受理・不受理の決定する期間は、寄贈図書搬入後、2ヶ月以内とする。

3 郵送による場合は全て受理し、福島市立図書館資料選定委員会が第2条ただし書に該当するとした寄贈図書は、登録をせずに閉架に1年間保存する。

### (礼 状)

第5条 図書寄贈者には、寄贈図書受理決定後速やかに礼状を送付する。なお、礼状の様式は別に定める。

### (寄贈図書受理後の取扱)

第6条 寄贈を受けた図書は、図書納入仕様書に基づき図書装備をし、登録後、市民の閲覧に供する。

### (寄贈図書の廃棄処分)

第7条 寄贈を受けた図書を処分する場合は、福島市立図書館資料選定委員会が「福島市立図書館資料廃棄基準」に基づき行ない、館長がこれを決定する。ただし、「福島市立図書館資料廃棄基準」第4条の適用除外に該当する資料で、廃棄処分対象の場合は、各分野の専門家の意見を参考とし、廃棄を決定する。

## 図書寄贈申込書

平成 年 月 日

福島市立図書館長 様

寄贈者

住所

氏名

(電話 - - )

下記資料について、福島市立図書館でご利用いただきたく、寄贈いたします。

図 書 名	著 者 名	出 版 期 日	そ の 他

(欄が足りない場合は、別紙で記入下さい)

〔図書館からのお願い〕

◎寄贈図書不受理の場合、次のいずれかに、○印をお願いします。

1. 寄贈図書の取り扱いすべてを、貴図書館に一任します。
2. 不受理の際は、寄贈者に返却願います。

## (8) 福島市立図書館資料廃棄基準

(目的)

第1条 この基準は、福島市立図書館における図書館資料について、限られた収蔵スペースの有効活用と市民サービスの向上を図る観点から廃棄の基準を定め、蔵書の鮮度を保持し利用価値の高い資料の充実を図ることを目的とする。

(図書館資料の廃棄)

第2条 図書館資料(以下「資料」という。)の廃棄は、次のとおりとする。

(1) 不用資料

- ア 破損、汚損が著しく、補修が困難なもの
- イ 複本、類本があつて利用頻度の低いもの
- ウ 実用書等において、時間の経過によって内容が古くなり資料的価値がなくなったもの
- エ 増補、改訂等によって、既存資料の内容を含むより完全な資料が入手された場合における当該既存資料

(2) 亡失資料

- ア 3年以上続けて所在が不明なもの
- イ 貸出時から3年以上経過し、回収が不能なもの
- ウ 災害などの事故により亡失したもの
- エ 利用者が紛失した資料

(3) 数量更正

- ア 合冊、または分冊によるもの

(新聞・雑誌の破棄)

第3条 雑誌の保存期間は、1月号から12月号を1単位年とし、種別により1～5単位年とする。ただし、複本がある場合を除く。

2 新聞の保存期間は、1月から12月を1単位年とし、1～3単位年とする。

第4条 次に掲げる資料は、廃棄基準より除外することができる。

- ア 郷土資料
- イ 資料内容の新旧にかかわらず、各分野の基礎的又は特殊な分野の専門書及び研究書・歴史的価値を有するもの
- ウ 類書がないか又は極端に少ない分野のもの
- エ 品切、絶版等により再び収集することが困難で、かつ資料的価値の高いもの

(廃棄の決定)

第5条 廃棄資料は、福島市立図書館資料選定委員会が「福島市立図書館資料廃棄基準」に基づき選定し、館長がこれを決定する。

(廃棄の事務手続)

第6条 廃棄は次の手続によっておこなう。

- ア 第3条を除き、財務規則による手続をする。
- イ 図書マスターの削除

附 則

この基準は、昭和63年7月18日から施行する。

附 則

この基準は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年1月1日から施行する。

別 表

(県立図書館が、雑誌の保管する基準を定め、県内の公共図書館のどの館が何の雑誌を保管するかが決定された後、福島市立図書館が保管する雑誌)

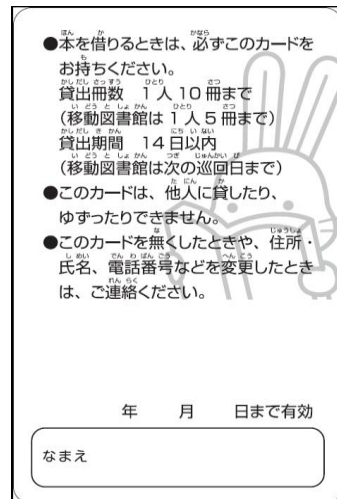
(9) 図書貸出券の様式に関する要綱

福島市立図書館条例施行規則第3条第1項により交付する図書貸出券の様式について次のように定める。

(表)



(裏)



附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月23日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に福島市立図書館条例施行規則第3条第1項の規定により交付を受けた図書貸出券については、要綱施行後の図書貸出券の様式に関する要綱により交付を受けた図書貸出券とみなす。



## (10) 福島市子ども読書活動推進会議設置要綱

(目的)

第1条 福島市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を効果的に推進するため、「福島市子ども読書活動推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置し、計画の総合的かつ計画的な推進を図る。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市が提示する推進計画の推進状況の確認、広報・啓発、連携の検討等を行い、それに対する意見等を述べるものとする。

(組織)

第3条 推進会議は、学校教育、社会教育、家庭教育及び学識経験者等で構成される「福島市立図書館協議会」(以下「図書館協議会」という。)委員をもって組織する。

(推進会議)

第4条 推進会議は、図書館協議会の開催に合わせ必要に応じて開催する。

2 会議の意見、内容等は、推進計画及び実施計画に反映するものとする。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、福島市立図書館内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項については福島市立図書館協議会運営要綱を準用する。

附 則

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(11) 福島市子ども読書活動推進計画庁内策定委員会設置要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、福島市子ども読書活動推進計画の策定及びその施策の効果的な推進を図るため、福島市子ども読書活動推進計画庁内策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 子ども読書活動推進事業の推進に関すること。
- (3) 福島市子ども読書活動推進会議への諮問に関すること。
- (4) 子ども読書活動推進実施計画の進行管理に関すること。
- (5) 子ども読書活動推進計画の実績報告及び評価・検証に関すること。
- (6) その他子ども読書活動推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長を、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に幹事長、副幹事長及び関係職員の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第 6 条 委員会の意見集約を補佐するために幹事会を置き、幹事長には教育部次長をもって充て、副幹事長には図書館長をもって充てる。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会務を総理する。ただし、幹事長が認めるときは、発議決裁に代えることができる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事長が必要と認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶 務)

第 7 条 委員会の庶務は、福島市立図書館において行う。

(委 任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月30日から施行する。

福島市子ども読書活動推進連絡会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

福島市子ども読書活動推進計画庁内策定委員会

副市長
教育長
教育部長
こども未来部長
健康福祉部長

別表2(第6条関係)

福島市子ども読書活動推進計画庁内策定委員会幹事会

部局	職名
教育委員会	教育部次長
	図書館長
	学校教育課長
	生涯学習課長
	こむこむ館副館長
こども未来部	こども政策課長
	こども育成課長
健康福祉部	健康福祉課長

(12) 福島市立図書館 学校支援図書セット貸出要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福島市立図書館条例施行規則第4条第2項に基づくうち、学校支援図書セット貸出に係る事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 学習活動や読書活動の育成・助長を図るため、学校等へ図書の貸出しを行うものとする。

(利用対象者)

第3条 貸出対象は、原則として次のとおりとする。

(1) 福島市内の小学校、中学校、特別支援学校

(2) その他特に認めた者

(貸出単位)

第4条 貸出は、学校毎とする。

(貸出申込)

第5条 貸出しを受けようとする学校等は、「学校支援図書セット貸出申請書」(様式1号)を館長に提出しなければならない。

(貸出図書)

第6条 貸出しする資料は、学校支援用図書としてあらかじめ準備されたセット単位とする。

(貸出図書の種類)

第7条 貸出図書の種類は、次のとおりとする。

(1) 教科書セット

(2) 調べ物セット

(3) 読み物セット

(資料貸出数及び期間)

第8条 館外で利用する図書館資料の貸出数及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 1セットは概ね30冊とする。

(2) 同一セットの貸出しは一枚につき1セットとする。

(3) 貸出期間は、4週間以内とする。

(貸出資料の運搬)

第10条 貸出資料の運搬については、借受者が開館時間内に指定された窓口で行うものとする。ただし、図書館職員が運搬する場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めのないものについては、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

### (13) 福島市学校司書設置要綱

#### (設置)

第1条 学校図書館法(昭和28年法律第185号)第6条の規定に基づき、福島市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)には、司書教諭のほか、学校司書を置く。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校図書館 学校において、学校図書館資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。
- (2) 学校司書 専ら学校図書館の職務に従事する職員をいう。
- (3) 学校図書館資料 図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(雑誌、新聞、視聴覚資料(CD、DVD等)、電子資料(CD-ROM、ネットワーク情報資源(ネットワークを介して得られる情報コンテンツ)等)、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料等を含む。)をいう。

#### (設置者の任務)

第3条 福島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校図書館法の目的が十分に達成されるよう、設置する学校の学校図書館に学校司書を配置するとともに、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (職務)

第4条 学校司書は、校長の指揮監督の下に、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当する教員の指示を受け、次に掲げる職務に携わるものとする。

#### (1) 総務的業務

- ア 学校図書館の運営及びサービスに関すること。
- イ 学校図書館資料の館内閲覧及び館外貸出に関すること。
- ウ 学校図書館資料の照会及び案内並びにレファレンス等に関すること。
- エ 学校図書館資料の紹介その他広報活動に関すること。

#### (2) 整理的業務

- ア 学校図書館資料の選択及び収集並びに廃棄に関すること。
- イ 学校図書館資料の分類及び整理に関すること。
- ウ 学校図書館内外の環境整備に関すること。

#### (3) 支援的業務

- ア 学校図書館及び学校図書館資料の利用に関する児童又は生徒への教育支援に関すること。
- イ 学校図書館を活用した授業その他教育活動への支援に関すること。
- ウ 読書会又は読み聞かせ等、学校図書館における行事の支援に関すること。
- エ 児童会活動又は生徒会活動等への指導補助に関すること。

#### (4) 前各項に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項。

(配置基準等)

第5条 学校司書は、1校当たり1名配置を基準とする。ただし、福島市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認めるときは、複数校に1名を配置することができる。

2 前項の規定により、複数校に1名の学校司書を配置する場合は、配置校の内1校を基幹校とし、他の学校に派遣するものとする。

3 基幹校は、週単位又は月単位で学校司書の勤務の調整を行うものとする。

(任用)

第6条 学校司書は、職務を遂行するための熱意と識見を持っていると教育委員会が認める者のうちから、教育長が任用する。

(守秘義務)

第7条 学校司書は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任用条件)

第8条 学校司書の任用条件は、任用通知書による。

2 学校司書の任用に関する諸手続は、福島市立図書館が所管する。

(雑則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

## (14) 福島市立図書館 雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福島市立図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として活用することにより、事業者等の情報発信の場を提供するとともに、福島市立図書館条例(昭和59年条例第45号)第1条に規定する福島市立図書館及び第3条に規定する福島市立図書館の分館並びに福島市学習センター条例(平成16年条例第31号)第2条に規定する学習センター及び第3条に規定する学習センターの分館(以下「図書館」と総称する。)の図書館資料を確保し、もって市民への図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を掲載する者(以下「スポンサー」という。)が購入費用を全額負担し、福島市に提供する雑誌(以下「提供資料」という。)の最新号のカバー及び雑誌架にスポンサー名及び広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供するものをいう。

(スポンサーの対象及び資格)

第4条 スポンサーの対象は、法人、団体及び個人事業者、その他教育委員会がスポンサーと認める者とし、個人は対象としない。

2 スポンサーになろうとする者が、次に掲げる業種又は事業者に該当する場合には、対象としない。この場合において、スポンサーの申込に係る審査中及び広告の掲載中に当該業種又は事業者に該当することが明らかになった場合も、同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の規定により、風俗営業と規定されている業種

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 現在又は前身が暴力団若しくはこれに類する組織又はそれらの関連企業

(4) たばこ、その他市民の健康上、好ましくないとと思われるもの

(5) 医療、医薬品、化粧品その他類似する商品の広告で医療法(昭和23年法律第205号)、又は薬事法(昭和35年法律第145号)その他の法令に抵触する事業者

(6) 消費者金融

(7) 商品先物取引に関する業種

(8) 市税の滞納がある事業者

(9) その他、広告として掲載することが不相当であると認められるもの

3 スポンサーは、自らが発行する雑誌のスポンサーとなることはできない。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として1年間(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下「年度」という。)とする。

2 広告を年度の途中から掲載する場合の掲載期間は、当該広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、福島市とスポンサーとの協議により、提供開始を翌年度の4月1日からとすることができる。

- 3 広告の掲載期間満了の2か月前までに、スポンサーから雑誌スポンサー中止届(様式第8号)の提出がない場合は、従前と同一の条件で自動的に更新するものとし、その後も同様とする。この場合において、更新後の広告の掲載の期間は、更新前の広告の掲載期間満了日の翌年度の3月31日までとする。

(広告の掲載基準)

第6条 次の各号に定める事由に該当する場合には、広告として掲載しないものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
- イ 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するもの
- ウ 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 宗教団体による布教活動を目的としたもの
- オ 非科学的又は迷信に類するもので、読者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- カ 国内世論が大きく分かれているもの
- キ 市民への円滑な図書館サービスの遂行に支障をきたすもの

(2) 消費者保護の観点から、次のいずれかに該当するもの

- ア 大げさな表現や根拠のない表現(世界一、日本一、一番等)
- イ 射幸心を著しくあおる表現(今しかない、最後のチャンス等)

(3) 青少年保護又は人権の観点から、次のいずれかに該当するもの

- ア 広告の内容と無関係で必然性のない水着姿及び裸体姿。ただし、表示する必然性がある場合には、その都度、適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定又は助長するようなもの
- ウ 残酷な描写

(広告の掲載内容に関する個別の基準)

第7条 広告の掲載内容に関する個別の基準は、別表1のとおりとする。

(広告の規格及び掲載方法)

第8条 広告の規格及び掲載方法は、別表2のとおりとする。

(スポンサーの申込及び募集)

第9条 スポンサーになろうとする者は、教育委員会が別に定める「スポンサー募集雑誌リスト」のうちから提供資料を選定し、雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申し込みをするものとする。

- (1) 掲載しようとする広告の図案及び原稿
- (2) 雑誌スポンサー広告掲載に係る申告書
- (3) 法人・団体の場合、会社概要
- (4) 業種又は事業内容が判別できる資料
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 申込は、随時受け付けするものとし、教育委員会が指定する図書館の開館日に持参又は電子メールによる送信若しくは郵送のいずれかの方法により提出する。

3 提供資料は、教育委員会が作成した「スポンサー募集雑誌リスト」のうちから複数選定することができる。



- 4 同一の提供資料について申込が重複した場合は、申込日の早い者を優先する。ただし、配架する図書館が異なる場合は、この限りでない。
- 5 提供資料を配架する図書館は、本館、分館及び学習センター図書室とし、申込者が選定するものとする。ただし、配架位置は、教育委員会が予め指定する場所とし、教育委員会が配架先に掲載するものとする。

(スポンサーの決定及び広告の内容審査)

第10条 教育委員会は、前条の申込を受けたときは、提出書類を審査する。この場合において、教育委員会は、次条に規定する福島市立図書館雑誌スポンサー審査会の委員の意見を聴くものとする。

- 2 教育委員会は、広告の具体的な内容に関し、修正又は削除が必要と判断した場合は、申込者に指示するものとする。この場合において、申込者は、正当な理由がない限り、教育委員会が指示する広告内容の修正又は削除に応じなければならない。
- 3 教育委員会は、審査が終了したときは、スポンサーの承諾をするときはその旨を、スポンサーの承諾をしないときはその旨及び承諾しない理由を、速やかに雑誌スポンサー承諾(不承諾)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。
- 4 教育委員会は、スポンサーの承諾決定をしたときは、提供資料名、スポンサー名及び広告の掲載期間を市のホームページ及び図書館広報紙で公表する。
- 5 市長は、スポンサーの承諾決定を受けた者と覚書(様式第3号)により契約を締結するものとする。

(福島市立図書館雑誌スポンサー審査会)

第11条 教育委員会は、前条の決定に係るスポンサーになろうとする者の資格要件及び広告内容に関する疑義を審査するため、福島市立図書館雑誌スポンサー審査会(以下「審査会」という。)を設置し、その事務局を図書館に置く。

2 審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育部長
  - (2) 教育部次長
  - (3) 図書館長
  - (4) 教育総務課長
  - (5) 広報課長
  - (6) 総務企画課長
  - (7) 男女共同参画センター所長
  - (8) 契約検査課長
  - (9) 市民税課長
  - (10) 生活課長
  - (11) その他委員長が必要と認める者
- 3 審査会の委員長は、教育部長とし、副委員長は、教育部次長とする。
  - 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。
  - 5 審査会は、委員長が召集する。

(広告内容の変更)

第12条 スポンサーは、広告の掲載期間中に掲載する広告内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の2か月前までに、雑誌スポンサー広告内容の変更申請書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の雑誌スポンサー広告内容の変更申請書(様式第4号)の提出を受けたときは、提出書類を審査する。この場合において、教育委員会は、前条に規定する審査会の委員の意見を聴くものとする。
- 3 教育委員会は、広告の変更に係る具体的な内容に関し、修正又は削除が必要と判断した場合は、スポンサーに指示するものとする。この場合において、スポンサーは、正当な理由がない限り、教育委員会が指示する広告内容の修正又は削除に応じなければならない。
- 4 教育委員会は、審査が終了したときは、広告内容の変更を承諾するときはその旨を、広告内容の変更を承諾しないときはその旨を、速やかに雑誌スポンサー広告内容の変更通知書(様式第5号)によりスポンサーに通知するものとする。

(提供資料の変更)

第13条 スポンサーは、提供資料が休刊又は廃刊その他の理由により提供することができなくなるおそれがあるときは、教育委員会と協議のうえ、第9条第1項に規定する「スポンサー募集雑誌リスト」に記載する別の雑誌に広告を振り替えることができる。

- 2 スポンサーは、雑誌の振り替えを申し込むときは、雑誌スポンサー提供資料変更申請書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の雑誌スポンサー提供資料変更申請書(様式第6号)の提出を受けたときは、申請内容を審査のうえ、雑誌スポンサー提供資料変更通知書(様式第7号)により、スポンサーに通知するものとする。

(提供資料の提供の中止)

第14条 スポンサーは、提供資料の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2か月前までに、雑誌スポンサー中止届(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の雑誌スポンサー中止届(様式第8号)の提出を受けたときは、雑誌スポンサー終了・取消通知書(様式第9号)により、スポンサーに通知するものとする。

(スポンサーの取消)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーへの催告その他何らの手続を要することなく、スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項に規定する業種又は事業者該当することが明らかになったとき。
- (2) 提供資料の納入がないとき
- (3) 第6条各号に定める事由に該当する場合
- (4) 第7条に規定する基準を満たす広告の提出がないとき。
- (5) スポンサーが福島市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (6) その他広告の掲載が適切でないと教育委員会が認める事由が発生したとき。

2 教育委員会は、前項の規定によりスポンサーの決定を取り消したときは、速やかに雑誌スポンサー終了・取消通知書(様式第9号)により、スポンサーに通知するものとする。この場合において、教育委員会は、すでに納入されている提供資料の返還はせず、また、当該提供資料の保存及び配架方法については、スポンサー名及び広告を外したうえで教育委員会が決定するものとする。

3 教育委員会は、スポンサーの取消によって生じた損害の責めを負わない。  
(提供資料の購入及び納入等)

第16条 第10条第2項の規定によりスポンサーの承諾決定を受けた者は、広告の掲載期間において、福島市が指定する納入業者と当該年度末までの購買契約を締結し、提供資料の購入代金を全額負担のうえ、納入業者に直接支払わなければならない。

2 購読契約をスポンサーと締結した納入業者は、原則として提供資料の発売日当日に図書館に納入するものとする。ただし、別冊、臨時増刊、号外等の場合は、この限りでない。

3 納入された提供資料の所有権は、福島市に帰属する。

(広告の掲載内容等の責務)

第17条 スポンサーは、スポンサーが掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとし、広告の掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

2 スポンサーは広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容に関わる全ての権利処理等が完了していることを福島市及び教育委員会に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

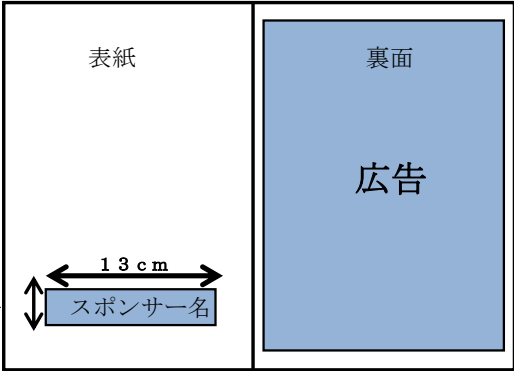
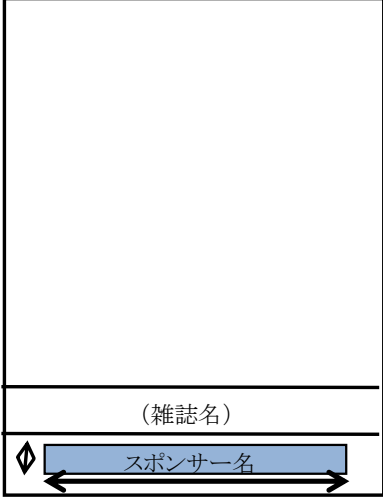
別表1(第7条関係)

項目	広告の掲載内容に関する個別の基準
(1) 語学教室	1か月で確実にマスターできる等の安易さや、授業料・受講料の安価さを強調する表示は使用しない。
(2) 学習塾・予備校 (専門学校を含む)	ア 合格率等実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。 イ 上記実績は、確実な証拠資料に基づかなければならない。
(3) 資格講座	ア 受講する資格の内容を明記する。あたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表示はしない。 イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」等、資格取得に必要な事項を表示する。 ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としたものは掲載しない。 エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
(4) 病院・診療所・助産所等	(イ以降は次の(6)に対しても適用する。) ア 医療法第6条の5及び第6条の6若しくは第6条の7又は獣医療法(平成4年法律第46号)第17条の規定の範囲内で表示する。 イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示してはならない。 ウ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならない。 エ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければならない。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。
(5) 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復師)	ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定の範囲内で表示する。 イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない。 ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(カイロプラクティック、整体、エステティック等)の広告掲載はできない。
(6) 老人保健施設	介護保険法(平成9年法律第123号)第98条に規定する内容以外は、表示してはならない。
(7) 医薬品等	薬事法第66条から68条の規定を遵守し、掲載する。次のような表示は掲載できない。 ア 最大級及びそれに類する表示をしない。 イ 効能、効果及び安心を保証する表示(使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等)
(8) 健康食品・機能性食品類	あくまでも食品であり、医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量等の表示は掲載できない。 例: 1日3回、毎食後3錠お飲みください。(服用に関する表示) 生活習慣病の予防に。(効果効能の表示) 疲れ目を治します。(特定部位への効果の表示) 「延命の素〇〇」、「漢方秘伝〇〇」(医薬品と紛らわしい表示)
(9) 弁護士、税理士、公認会計士	名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、以下のような表示をしない。 ア 顧問先、または依頼者名(同意書がある場合を除く) イ 誇大または過度な期待を抱かせるもの 例: たちどころに解決します。
(10) 旅行業 広告主の旅行者又は旅行者代理業者	日本旅行業協会または全国旅行業協会の会員に限る。(登録番号を明記)
(11) 通信販売業	ア 会社の概要、商品カタログ等を検討し、本市が妥当と判断したものに限り掲載する。 イ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第11条に規定する事項を掲載しなければならない。
(12) 雑誌、週刊誌等(書店等出版関係)	以下のものは掲載してはならない。 ア 社会秩序を乱すような内容を掲載したもの イ 虚偽、または表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したもの ウ プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容を掲載したもの エ 有害図書と認められるもの
(13) 占い、運勢判断等	ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 イ 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。 ウ 料金や販売について明示する。
(14) 結婚相談所、交際紹介業	ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること(加盟証明が必要)を明記する。 イ 料金の表示及び成功報酬の有無を表示する。
(15) 調査会社、探偵事務所	表示は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
(16) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 イ 主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)する出版物の広告は、掲載しない。
(17) 募金	ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄附金募集に限る。 イ 厚生労働大臣または都道府県知事の許可を得たもので、そのことを明記する。
(18) 質屋、チケット等再販売業	ア 個々の相場、金額等は表示しない。 イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

別表1(第7条関係)

項 目	広告の掲載内容に関する個別の基準
(19)トランクルーム及び貸し収納業者	<p>ア 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者(マル適マーク付き)であること。また、その旨を表示する。</p> <p>イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示する。</p> <p>例:「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等</p>
(20)不動産広告	<p>ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。</p> <p>イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。</p> <p>エ 契約を急がせる表示は掲載しない。</p>
(21)その他、表示について注意を要するもの	<p>ア 割引価格の表示については、その根拠を明確に表示する。</p> <p>例:「メーカー希望価格の10%引き」</p> <p>その際、宝石の販売のようにメーカー希望価格がないものがあるので、注意をすること(公正取引委員会に確認の必要あり。)</p> <p>イ 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないか確認する。</p> <p>ウ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。特に、電話番号は固定電話とし、携帯電話やPHS、電子メールアドレス等のみの表示は不可とする。</p> <p>エ アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を必ず表示しなければならない。また、未成年者の飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示してはいけない。</p> <p>オ 広告掲載時に確定していないことは記載してはならない。</p> <p>例:「受講生を募集予定」、「講座を開講予定」、「オープン予定」等</p>

別表2(第8条関係)

項 目	広告の規格及び掲載方法
1 広告媒体	(1) 雑誌 … 雑誌カバー及び雑誌架に貼付する紙片又はフィルム等とする。
2 スポンサー名の表示	図書館が作成する。 (1) 規格 … ア. 雑誌カバー表面 縦4cm、横13cm イ. 雑誌架 縦2cm、横17cm (2) 貼付位置 ①雑誌 … ア. 雑誌カバー表面 イ. 雑誌架 (3) 貼付位置は、雑誌や新聞架の大きさ・型等により調整することがある。
3 広告の表示	スポンサー申込者が作成する。 (1) 規格 ①雑誌 … 雑誌カバー裏面の縦横の寸法未満 (2) 貼付位置 ①雑誌 … 雑誌カバー裏側
4 スポンサー名及び広告の表示位置	(1) 雑誌 ①雑誌カバー(透明) <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>表紙</p> <p>裏面</p> <p>広告</p> <p>スポンサー名</p> <p>13 cm</p> <p>4 cm</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>②雑誌架 (配架先により変更の場合がある。)</p> <p>(雑誌名)</p> <p>スポンサー名</p> <p>17 cm</p> <p>2 cm</p> </div> </div>

雑誌スポンサー申込書

年 月 日

福島市教育委員会

所在地

申込者 商号又は名称

代表者氏名

印

福島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第9条の規定に基づき、以下の事項を誓約し申し込みます。

- 1 この申込書及び添付書類については、事実と相違ありません。
- 2 福島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱(以下「要綱」という。)を遵守します。
- 3 要綱第4条に定めるスポンサーの対象及び資格の要件を満たしています。
- 4 申込の承諾が決定された際は、覚書(様式第3号)を締結します。
- 5 提供資料に掲載した広告の内容に関し、一切の責任を負います。

	雑誌の名称	刊行の形態	配架先
提供資料		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他 (        )	<input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 子どもライブラリー <input type="checkbox"/> 西ロライブラリー <input type="checkbox"/> _____学習センター図書室
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他 (        )	<input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 子どもライブラリー <input type="checkbox"/> 西ロライブラリー <input type="checkbox"/> _____学習センター図書室
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他 (        )	<input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 子どもライブラリー <input type="checkbox"/> 西ロライブラリー <input type="checkbox"/> _____学習センター図書室
広告掲載期間	年 月 日 ~ 年 3 月 31 日		
担当者氏名 及び連絡先	部 署 _____ 担当者名 _____ 電話番号 _____ FAX番号 _____ メールアドレス _____ _____ ホームページURL _____		

(注) 提供資料の刊行の形態及び配架先については、該当する項目に✓印を記入してください。

☞ 裏面に続く

#### 添付書類

- (1) 掲載しようとする広告の図案及び原稿
- (2) 雑誌スポンサー広告掲載に係る申告書
- (3) 法人・団体の場合、会社概要(パンフレットで可)
- (4) 業種又は事業内容が判別できる資料(定款または商業登記簿の写しで可)
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

#### (備考)

同一の雑誌に複数の応募があった場合は、次の順で選定します。

- ① 申込日の早い者を優先します。ただし、配架先が異なる場合はこの限りではありません。
- ② 同一雑誌・同一配架先に複数の申し込みがあった場合、①の申込者の審査決定が不承諾であったときは、その者を除く次の申込日の早い者を対象に審査手続きを行います(以降、同様)。

ご記入いただいた個人情報は、福島市個人情報保護条例に基づき、雑誌スポンサー制度の運営にのみ使用いたします。



# 雑誌スポンサー広告掲載に係る申告書

## ◆業種について

以下の業種又は業者である

- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項」の規定により、風俗営業と規定されている業種
- 風俗営業類似の業種
- 現在又は前身が暴力団若しくはこれに類する組織又はそれらの関連企業
- たばこ、その他市民の健康上、好ましくないとおもわれるもの
- 医療、医薬品、化粧品その他類似する商品の広告で医療法、薬事法等に抵触する業者
- 消費者金融
- 商品先物取引に関する業種
- その他、福島市立図書館「雑誌スポンサー制度」実施要綱に反する業種

はい いいえ


## ◆掲載する広告内容について

以下の広告内容である

- 公序良俗に反し、または反する恐れがあるもの
- 政治活動、宗教活動に係るもの
- 意見広告または個人的な宣伝に係るもの
- 人材募集に係るもの
- 広告の対象となるものを市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- 誇大表示、不当表示など表現が不適切なもの
- その他、福島市立図書館「雑誌スポンサー制度」実施要綱に反するもの

はい いいえ


## ◆市税等の納付状況について

1. 市税の納税義務がある(課税されている)
2. 納税義務がある場合、その市税の滞納がある

※市税の納税義務がない(課税されていない)場合は無記入。

【参考・市税】法人 = 法人市民税、固定資産税、軽自動車税

個人 = 市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

はい いいえ


上記内容について相違ありません。

平成 年 月 日

福島市長 様

住 所

企 業 名

印

代 表 者 名

印

※手続き上の理由で代表者印を得がたい場合は、広告掲載責任者による記名・押印も可とする。

様式第2号(第10条関係)

雑誌スポンサー承諾(不承諾)決定通知書

年 月 日

様

福島市教育委員会 印

年 月 日付け 雑誌スポンサー申込書について、下記のとおり決定したので、福島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第10条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 決定内容 承諾 ・ 不承諾
- 2 提供資料名および広告掲載期間等

No.	配架先	雑誌の名称	広告掲載期間	備考(納入業者・連絡先)
				TEL                  Fax

- 3 不承諾の場合の理由

4 その他

- (1) 承諾決定の場合は、福島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の規定に基づき、覚書(様式第3号)の締結をお願いします。
- (2) 納入業者への支払手続の詳細は、別途お知らせします。
- (3) 広告の図案及び原稿についての決定、その他掲載方法等については、別途お知らせします。

## 覚 書

福島市長\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、福島市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌(以下「提供資料」という。)の提供等に関し、福島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱(以下「要綱」という。)第10条の規定に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

### 記

#### (提供資料)

第1条 乙は、乙が選定した次に掲げる提供資料の購入費用を全額負担し、当該提供資料を甲に提供する。

	提供資料名	配架先	備考
1			
2			
3			

#### (広告の掲載期間)

第2条 広告を掲載する期間は、平成 年 月 日から平成 年3月31日までとする。  
2 前項の掲載期間満了の2か月前までに、乙から雑誌スポンサー中止届(様式第8号)の提出がない場合は、従前と同一の条件で自動的に更新するものとし、その後も同様とする。この場合において、更新後の広告の掲載期間は、更新前の広告の掲載期間満了日の翌年の3月31日までとする。

#### (提供資料の購入)

第3条 乙は、広告の掲載期間において、甲が指定する納入業者と当該年度末までの購読契約を締結するものとする。  
2 図書館に提供する雑誌の購入代金は、乙が全額負担し、納入業者に直接支払わなければならない。

#### (広告の掲載)

第4条 広告の表示方法、表示位置、規格等は、要綱第8条に規定する広告の掲載方法により広告を掲載する。  
2 教育委員会は、要綱第6条に規定する広告は掲載しない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

#### (広告掲載の責務等)

第5条 乙は、乙が掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、広告の掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、乙の責任及び負担において解決をするものとする。  
2 乙は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

- 3 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。
- 4 教育委員会は、広告の具体的な内容に関し、修正又は削除が必要と判断した場合は、乙に指示するものとする。この場合において、乙は、正当な理由がない限り、教育委員会が指示する広告内容の修正又は削除に応じなければならない。
- 5 乙は、広告チラシ及び雑誌架の広告の作成並びにこれらの作成に要するすべての費用を負担するものとする。

#### (広告内容の変更)

- 第6条 乙は、広告の掲載期間中に掲載する広告内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の2か月前までに、雑誌スポンサー広告内容の変更申請書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の雑誌スポンサー広告内容の変更申請書(様式第4号)の提出を受けたときは、提出書類を審査する。
  - 3 教育委員会は、審査が終了したときは、広告内容の変更を承認するときはその旨を、広告内容の変更を承諾しないときはその旨を、速やかに雑誌スポンサー広告内容の変更通知書(様式第5号)により乙に通知するものとする。

#### (提供資料の変更)

- 第7条 乙は、提供資料が休刊又は廃刊その他の理由により提供することができなくなる恐れがあるときは、教育委員会と協議のうえ、要綱第9条第1項に規定する「スポンサー募集雑誌リスト」に記載する別の雑誌に広告を振り替えることができる。
- 2 乙は、雑誌の振り替えを申し込むときは、雑誌スポンサー提供資料変更申請書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。
  - 3 教育委員会は、前項の雑誌スポンサー提供資料変更申請書(様式第6号)の提出を受けたときは、申請内容を審査のうえ、雑誌スポンサー提供資料変更通知書(様式第7号)により、乙に通知するものとする。

#### (提供資料の提供の中止)

- 第8条 乙は、提供資料の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2か月前までに、雑誌スポンサー中止届(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の雑誌スポンサー中止届(様式第8号)の提出を受けたときは、雑誌スポンサー終了・取消通知書(様式第9号)により、乙に通知するものとする。

#### (スポンサーの取消)

- 第9条 教育委員会は、乙が要綱第15条第1項各号に規定するスポンサーの取消事由に該当する場合は、乙への催告その他何らの手続きを要することなく、スポンサー承諾の決定を取り消すことができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定によりスポンサーの決定を取り消したときは、速やかに雑誌スポンサー終了・取消通知書(様式第9号)により、乙に通知するものとする。この場合において、教育委員会は、すでに納入されている提供資料の返還はせず、また、当該提供資料の保存及び配架方法については、スポンサー名及び広告を外したうえで教育委員会が決定するものとする。
  - 3 教育委員会は、スポンサーの取消によって生じた損害の責めを負わない。

第10条 本覚書に定めのない事項については、要綱に基づき、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

年 月 日

甲 所在地 福島市五老内町3番1号  
福島市長

Ⓜ

乙 所在地  
名 称  
代表者

Ⓜ





# 福島市立図書館概要

平成30年度

発行	平成30年12月
発行者	福島市立図書館
	〒960-8018
	福島市松木町1番1号
	TEL(024)531-6551
	FAX(024)531-5507